財務サポート

中小企業税制

〈令和2年度版〉



中小企業庁

1 法人税率の軽減
2 欠損金の繰越控除
3 欠損金の繰戻還付
4 交際費課税の特例
5 固定資産税・都市計画税の減免措置
6 生産性向上特別措置法による支援
7 中小企業経営強化税制
8 中小企業投資促進税制
9 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
10 少額減価償却資産の特例
11 地域未来投資促進税制
12 中小企業防災・減災投資促進税制
13 省エネ再エネ高度化投資促進税制
14 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
15 研究開発税制
16 オープンイノベーション促進税制
17 所得拡大促進税制
18 事業承継税制
19 登録免許税・不動産取得税の特例
20 消費税の特例

はしがき

地域の経済と雇用を支えているのは中小企業の皆様です。

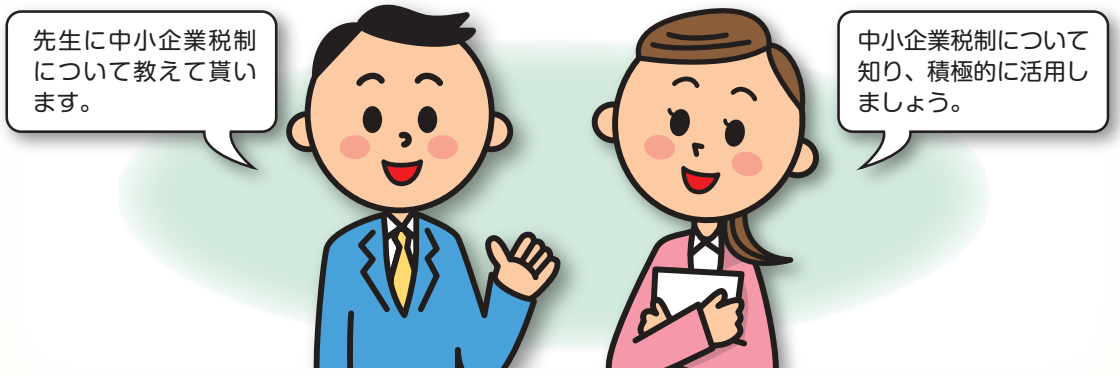
こうした中小企業を応援する、様々な税制上の措置が用意されているのを御存知でしょうか?

製造業の方々が新しい設備を入れて、生産性をあげようとする場合、商業、サービス業の方々が自店の魅力向上を図るための投資を行う場合、新規事業開拓のために試験研究をする場合、後継者へ経営のバトンタッチ(事業承継)を行う場合など、企業活動の様々な局面に応じて使える税制が用意されています。

本パンフレットでは、中小企業の皆様に、代表的で、使ってお得な税制措置について、具体的な内容のポイントについて解説しています。

「税制は難しいから…」と敬遠せず、経営上の課題の解決や経営戦略に応じて、上手に活用していただければ幸いです。

キャラクターの紹介



※このパンフレットは令和2年4月現在の税法等の規定に基づいて作成しています。

目　次

1. **法人税率の軽減** 法人 …… 3
中小法人は、法人税率が低くなっています

2. **欠損金の繰越控除** 法人 …… 4
赤字が出た場合の法人税の負担を軽減します①

3. **欠損金の繰戻還付** 法人 …… 5
赤字が出た場合の法人税の負担を軽減します②

4. **交際費課税の特例** 法人 …… 6
新しい顧客の開拓、お得意様との関係維持のために

5. **固定資産税・都市計画税の減免措置** 個人事業主 法人 …… 7

6. **生産性向上特別措置法による支援** 個人事業主 法人 …… 8
生産性革命の実現を図る企業の設備投資を後押しします

7. **中小企業経営強化税制** 個人事業主 法人 …… 10
経営力向上を図る企業の設備投資を強く後押しします

8. **中小企業投資促進税制** 個人事業主 法人 …… 21
生産性を高めるような設備投資を応援します

9. **商業・サービス業・農林水産業活性化税制** 個人事業主 法人 …… 23
商業・サービス業の基盤強化を図る投資を応援します

10. **少額減価償却資産の特例** 個人事業主 法人 …… 25
30万円未満の資産は即時に全額経費にできます

11. **地域未来投資促進税制** 個人事業主 法人 …… 26
地域経済を牽引する企業を応援します

12. **中小企業防災・減災投資促進税制** 個人事業主 法人 …… 28
災害への事前対策の強化を応援します

13. **省エネ再エネ高度化投資促進税制** 個人事業主 法人 …… 30
高度な省エネ取組みと先進的な再エネ投資を応援します

14. **再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置** 個人事業主 法人 …… 32
再生可能エネルギー発電設備にかかる固定資産税を軽減します

15. **中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）** 個人事業主 法人 …… 33
試験研究費の一定割合を税額控除することができます

16. **オープンイノベーション促進税制** 法人 …… 36
オープンイノベーションを目的としたスタートアップへの出資を応援します

17. **所得拡大促進税制** 個人事業主 法人 …… 39
積極的な賃上げに取り組む企業を応援します

18. **事業承継税制** 個人事業主 法人の経営者 …… 44
スムーズな事業承継のために

19. **事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例** 個人事業主 法人 …… 61
M&A を通じた社外への事業承継を支援します

20. **消費税の特例** 個人事業主 法人 …… 62
消費税の納税負担が軽減されます

個人事業主がご利用できる税制には 個人事業主 法人がご利用できる税制には 法　人 と記載しております。

1 法人税率の軽減
2 欠損金の繰越控除
3 欠損金の繰戻還付
4 交際費課税の特例
5 固定資産税・都市計画税の減免措置
6 生産性向上特別措置法による支援
7 中小企業経営強化税制
8 中小企業投資促進税制
9 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
10 少額減価償却資産の特例
11 地域未来投資促進税制
12 中小企業防災・減災投資促進税制
13 省エネ再エネ高度化投資促進税制
14 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
15 研究開発税制
16 オープンイノベーション促進税制
17 所得拡大促進税制
18 事業承継税制
19 登録免許税・不動産取得税の特例
20 消費税の特例

1 法人税率の軽減

～中小法人は、法人税率が低くなっています～

制度の概要

法人税の税率は原則として23.2%です。ただし、中小法人は、平成24年４月１日から令和３年３月までに開始する各事業年度分の年800万円以下の所得金額の部分については、税率が15%に軽減されています（本則：19%）。

区分		所得	税率
普通法人	中小法人	年 800 万円以下の部分※1	15%
		年 800 万円超の部分	23.2%
	中小法人以外の法人	全額	23.2%
公益法人等※２		年 800 万円以下の部分	15%
協同組合等※３		年 800 万円以下の部分	15%

※１　この特例の適用対象者からは、前３事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は除かれます。
※２　公益法人等とは、法人税法別表第２に掲げられている法人です。原則として非課税ですが、収益事業から生じた所得には課税されます。
※３　協同組合等とは、法人税法別表第３に掲げられている各種の組合をいいます。

適用対象者

中小法人（注）

（注）中小法人とは普通法人のうち、各事業年度終了時において、資本金又は出資金の額が１億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のことをいいます。



適用期間

令和３年３月31日まで

条文

法人税法第66条（各事業年度の所得に対する法人税の税率）
租税特別措置法第42条の３の２（中小企業者等の法人税率の特例）
第68条の８（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）

2 欠損金の繰越控除

～赤字が出た場合の法人税の負担を軽減します①～

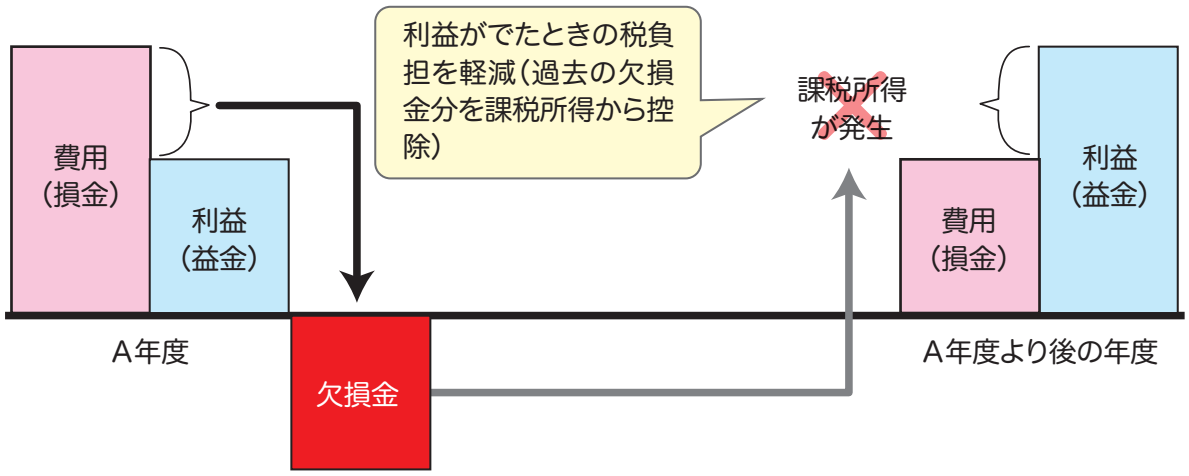
制度の概要

青色申告書を提出した事業年度において欠損金（税務上の赤字）が生じた場合には、その事業年度の後の事業年度以降に繰り越して、後の事業年度の所得から欠損金を控除することで、法人税の負担を軽減できます。

欠損金とは、その事業年度の所得の計算において、益金よりも損金が多かった場合の益金を超える部分の金額をいいます（注1）。

中小法人（P３参照）では、各事業年度開始の日前10年以内（注2）に開始した事業年度において生じた欠損金額を、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができます。

（注1）欠損金の繰戻しによる還付（P5参照）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額は除かれます。
（注2）平成29年度までに開始した事業年度において生じた欠損金については、9年間繰り越すことができます。



具体例 A株式会社は、平成30年3月決算に2,000万円の欠損金が生じました。その場合の翌期以降の所得金額は次のようになります。

	欠損金控除前の所得	所得の計算	欠損金の残高など
平成31年３月	500 万円	0　（欠損金 2,000 万円＞ 500 万円）	2,000 万円－ 500 万円＝ 1,500 万円
令和２年３月	300 万円	0　（欠損金 1,500 万円＞ 300 万円）	1,500 万円－ 300 万円＝ 1,200 万円
令和３年３月	200 万円	0　（欠損金 1,200 万円＞ 200 万円）	1,200 万円－ 200 万円＝ 1,000 万円
令和４年３月	800 万円	0　（欠損金 1,000 万円＞ 800 万円）	1,000 万円－ 800 万円＝　200 万円
令和５年３月	100 万円	0　（欠損金　200 万円＞ 100 万円）	200 万円－ 100 万円＝　100 万円
令和６年３月	300 万円	200 万円 （欠損金 100 万円＜ 300 万円）	300 万円から繰越欠損金 100 万円を控除して 200 万円が課税所得となります。

条文
法人税法第57条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）

1 法人税率の軽減
2 欠損金の繰越控除
3 欠損金の繰戻還付
4 交際費課税の特例
5 固定資産税・都市計画税の減免措置
6 生産性向上特別措置法による支援
7 中小企業経営強化税制
8 中小企業投資促進税制
9 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
10 少額減価償却資産の特例
11 地域未来投資促進税制
12 中小企業防災・減災投資促進税制
13 省エネ再エネ高度化投資促進税制
14 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
15 研究開発税制
16 オープンイノベーション促進税制
17 所得拡大促進税制
18 事業承継税制
19 登録免許税・不動産取得税の特例
20 消費税の特例

1 法人税率の軽減
2 欠損金の繰越控除
3 欠損金の繰戻還付
4 交際費課税の特例
5 固定資産税・都市計画税の減免措置
6 生産性向上特別措置法による支援
7 中小企業経営強化税制
8 中小企業投資促進税制
9 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
10 少額減価償却資産の特例
11 地域未来投資促進税制
12 中小企業防災・減災投資促進税制
13 省エネ再エネ高度化投資促進税制
14 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
15 研究開発税制
16 オープンイノベーション促進税制
17 所得拡大促進税制
18 事業承継税制
19 登録免許税・不動産取得税の特例
20 消費税の特例

3 欠損金の繰戻還付

～赤字が出た場合の法人税の負担を軽減します②～

制度の概要

青色申告書を提出する事業年度に欠損金が生じた場合、翌事業年度以降に繰り越すのではなく、欠損金が生じた事業年度開始の日の前１年以内に開始した事業年度の所得金額に繰り戻し、既に納めた法人税から、欠損金の分だけ還付を受けることができます。

中小法人（中小法人の範囲はP３参照※）が欠損金の繰戻還付の適用を受けるためには、以下の条 件を満たすことが必要です。

①欠損金が生じた事業年度、その事業年度の前１年以内に開始した事業年度ともに青色申告書で確定申告していること
②欠損金が生じた事業年度の青色申告書を提出期限内（原則として事業年度終了の日の翌日から２ヶ月以内）に提出していること
③欠損金の繰戻しによる還付請求書を欠損金が生じた事業年度の確定申告書に添付して提出していること

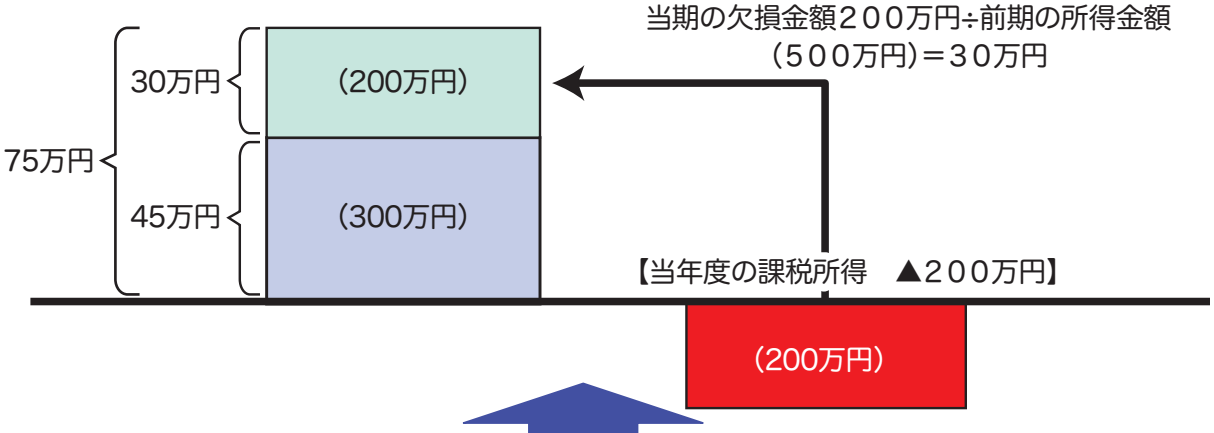
（注）適用期間は、令和4年3月31日までに終了する事業年度において欠損金額が生じた場合です。

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、対象となる法人の範囲が資本金1億円超～10億円以下の法人まで拡大されております。

還付請求できる法人税の額　＝
前期の法人税額×当期の欠損金額÷前期の所得金額
※前期の所得金額が限度となります。

【前事業年度の課税所得　５００万円】
法人税額　５００万円×１５％＝７５万円

【還付額の計算】
前期の法人税額（７５万円）×
当期の欠損金額２００万円÷前期の所得金額
（５００万円）＝３０万円



前年度の課税所得500万円から当年度の欠損金200万円を控除して法人税額を計算すると45万円となります。
既に支払った税金75万円と45万円の差額30万円が還付請求額と考えるとわかり易くなります。

条文
法人税法第80条（欠損金の繰戻しによる還付）
租税特別措置法第66条の12（中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

4 交際費課税の特例

～新しい顧客の開拓、お得意様との関係維持のために～

制度の概要

法人が支出した交際費等は、原則として、全額損金の額に算入しないこととされていますが、中小法人（P３参照）は、①800万円までの交際費等の全額損金算入②接待飲食費の50%の損金算入（注１）の選択適用が認められています（注２）。

（注１）接待飲食費の50%の損金算入の選択適用は中小法人以外の法人（資本金の額等が100億円以下の法人に限る）にも認められています。
（注２）適用期間は令和４年3月31日までに開始した事業年度です。

交際費等とは・・・・・

交際費等とは、交際費、接待費などで、その法人の得意先、仕入先など事業の関係者への接待、供応、慰安、贈答などに要する費用のことをいいます。

また、接待飲食費とは、交際費等のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用のことをいいます。

１人当たり5,000円以下の飲食費の取扱い

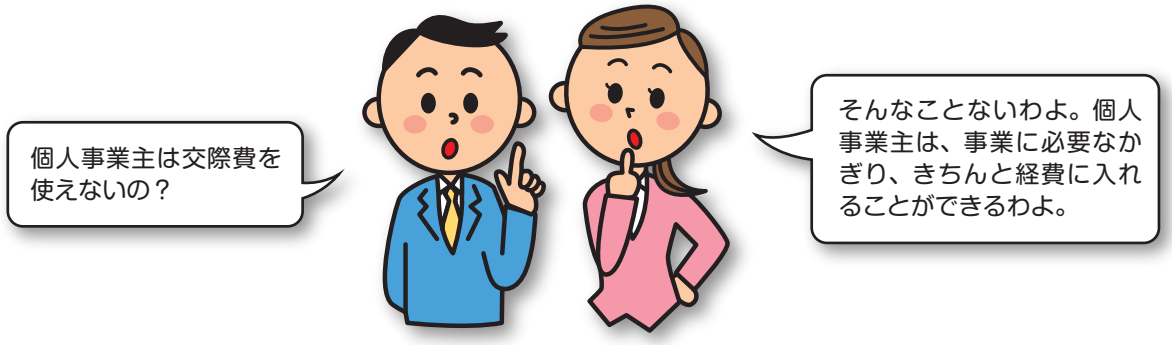
社外の人との飲食等で1人当たり5,000円以下の飲食費は交際費等の範囲から除かれています。

ただし、飲食等のあった年月日、参加した人の名称や関係、参加者数、飲食店の名前と所在地などを記載した書類を保存する必要があります。

（注）5,000円を超えた支出の場合は、超えた部分だけが除外されるのではなく、5,000円を超えた費用全額が交際費等に該当します。

適用手続

法人税の確定申告書に「別表（交際費等の損金算入に関する明細書）」を添付すること



条文
租税特別措置法第61条の４（交際費等の損金不算入）

1 法人税率の軽減
2 欠損金の繰越控除
3 欠損金の繰戻還付
4 交際費課税の特例
5 固定資産税・都市計画税の減免措置
6 生産性向上特別措置法による支援
7 中小企業経営強化税制
8 中小企業投資促進税制
9 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
10 少額減価償却資産の特例
11 地域未来投資促進税制
12 中小企業防災・減災投資促進税制
13 省エネ再エネ高度化投資促進税制
14 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
15 研究開発税制
16 オープンイノベーション促進税制
17 所得拡大促進税制
18 事業承継税制
19 登録免許税・不動産取得税の特例
20 消費税の特例

個人事業主　法　人

5 固定資産税・都市計画税の減免措置

制度の概要

本制度は、新型コロナウイルス感染症の影響等、厳しい経営環境下で事業収入が減少している中小事業者等に対して、令和３（2021）年度課税の１年分に限り、設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは１／２とする制度です。

適用対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小事業者等（注）

（注）中小事業者等とは
・資本金又は出資金の額が１億円以下の法人
・資本金又は出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
ただし、以下の法人は対象外
①同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が１億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から２分の１以上の出資を受ける法人
②２以上の大規模法人から３分の２以上の出資を受ける子会社
・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人事業主

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者を除きます。

減免対象

・設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の 1.4%）
・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の 0.3%）
（注）土地は対象外です。

要件及び減免率

2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満減少	2分の１

条文
地方税法附則第61条

手続き

（１）認定経営革新等支援機関等※に、①中小企業者であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋であること、④特例対象家屋の居住用・事業用割合（必要な場合のみ）について、確認を受ける。
（２）令和３年１月以降、申請期限（令和３年１月末）までに固定資産税を納付する市町村に、必要書類とともに軽減を申請する。

※本税制において認定経営革新等支援機関等とは、認定経営革新等支援機関、税理士等になります。
中小企業庁のHPで手続きの詳細や認定経営革新等支援機関等の一覧表を公開しておりますので、ご確認ください。
http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html

問い合わせ先

中小企業　固定資産税等の軽減相談窓口　電話：0570-077322（平日9:30-17:00）

個人事業主　法　人

6 生産性向上特別措置法による支援

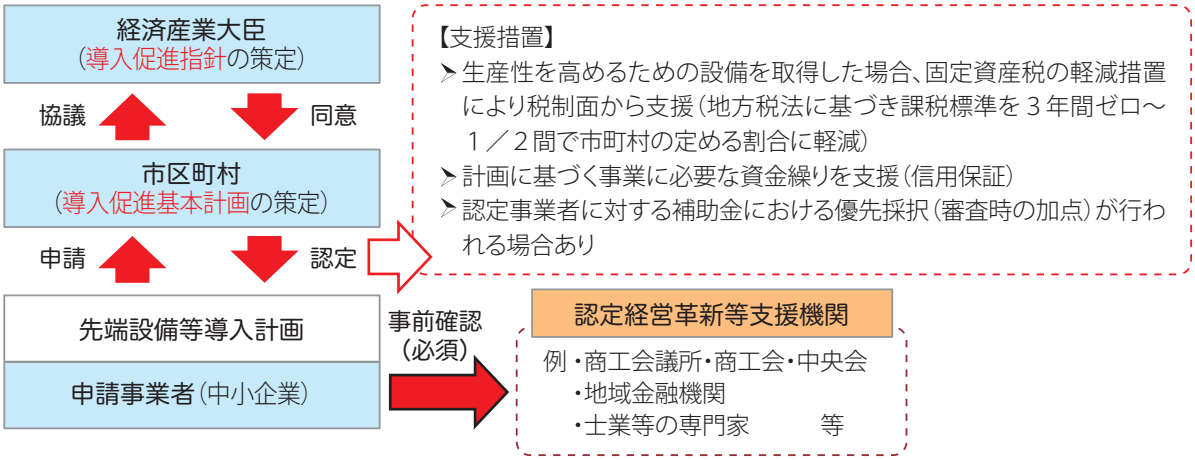
～生産性革命の実現を図る企業の設備投資を後押しします～

制度の概要

生産性向上特別措置法上に規定する認定先端設備等導入計画に基づく設備投資について、臨時・異例の措置として、市町村（東京都特別区にあっては東京都）の判断により、新規取得される償却資産に係る固定資産税が最初の３年間最大ゼロ（※）になります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、本特例の適用対象に、一定の事業用家屋と構築物を追加するとともに、令和３年３月末までとなっていた適用期限を２年間延長しました。

※課税標準を市町村の条例で定める割合（ゼロ～１／２）を乗じて得た額とする。なお、普通交付税の算定上、基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用いる。



適用期間

令和３年３月31日までに、対象設備を取得又は製作すること

認定対象者

・中小企業者（中小企業等経営強化法第２条第１項）であること
下の表の資本金又は従業員数のいずれかの要件を満たしている事業者

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第１項の定義	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
	ソフトウエア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

（注）税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

生産性向上特別措置法による支援

要　件

主な要件	内容
計画期間	計画認定から３年間～５年間
労働生産性	計画期間において、基準年度比で労働生産性が年平均３％以上向上すること $\frac{\text{（営業利益＋人件費＋減価償却費）}}{\text{労働投入量（労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）}}$
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウエア、構築物、事業用家屋
計画内容	○導入促進指針及び導入促進基本計画※に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

※市町村によって、対象設備及び地域等が異なる場合があります。

固定資産税の特例の概要

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者※１	中小事業者等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象設備 ※１	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均１％以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※2）（60万円以上/14年以内） ◆構築物（120万円以上/14年以内） ◆事業用家屋（120万円以上/取得価額が300万円以上となる先端設備とともに導入したもの）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、３年間ゼロ～１／２（※３）に軽減

※１ 市町村によって異なる場合があります。　※２ 償却資産として課税されるものに限ります。　※3 軽減率は市町村が条例で定めます。

中小事業者等とは

・資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人
・資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人は、資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

①同一の大規模法人（資本金若しくは出資金の額が１億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金若しくは出資金の額が５億円以上である法人との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等）から２分の１以上の出資を受ける法人
②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

条文
地方税法附則第15条第41項及び第62条

手続き

※詳細については中小企業庁 HP をご覧ください。

（１）先端設備等導入計画の申請にあたっては、認定経営革新等支援機関に事前確認が必要ですので、身近な認定経営革新等支援機関にご相談ください。
（２）認定経営革新等支援機関による事前確認後、先端設備等の導入先の市町村（東京都特別区含む）に対し、先端設備等導入 計画の申請をしてください。また、固定資産税の特例を活用するためには、対象設備の要件を満たすことについて工業会等による証明書を取得の上、先端設備等導入計画の申請時に提出する必要があります。（認定までに取得が間に合わない場合には、事後提出が可能です。）
（３）（２）で市町村（東京都特別区含む）から認定を受けた後、設備を取得してください。なお、税務申告の際は所定の書類を添付する必要があります。

問い合わせ先

先端設備等の導入先の市町村（東京都特別区含む）

7 経営強化法による支援 中小企業経営強化税制

個人事業主　法　人

～経営力向上を図る企業の設備投資を強く後押しします～

制度の概要

本制度は、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却（注１）又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超１億円以下の法人は７%）（注２）が選択適用できるものです。

（注１）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。
（注２）税額控除は、中小企業投資促進税制（P18参照）、商業・サービス業・農林水産業活性化税制（P20参照）の税額控除との合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限となります。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

適用対象者

青色申告書を提出する「中小企業者等（注）」で、中小企業等経営強化法第 19 条第１項の認定を受けた同法の中小企業者等に該当するもの

（注）中小企業者等とは、
・資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人
・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
ただし、以下の法人は対象外
①同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が１億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業等経営強化法に規定する認定事業再編投資組合を経由して間接的に保有している部分のみ）※１及び中小企業投資育成株式会社を除きます。）から２分の１以上の出資を受ける法人
②２以上の大規模法人から３分の２以上の出資を受ける法人
③前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人
・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
・協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※2）

※1　中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた事業再編投資組合を通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から出資を受けた場合には、中小機構出資分を大法人保有分と評価しないこととする措置を、「中小企業等経営強化法の認定を受けた事業承継ファンドから出資を受けた場合の特例」と呼びます（次頁以降に同じ）。
詳しくは中小企業庁HPをご覧ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/181226zeiritu.pdf#page=4
※2 協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工会及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会並びに 商店街振興組合に限ります。

※ なお、上記の協同組合等のうち、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会は経営力向上計画の認定を受けることができませんので、本税制の対象外となります。

適用期間

令和３年３月31日までに、対象設備を取得等して指定事業の用に供すること。

対象設備

詳細は次ページ以降をご確認ください。

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）
要件	生産性が旧モデル比平均１%以上向上する設備	投資収益率が年平均５%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	◆機械装置（※1、5）（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（※2）（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※3、5）（60万円以上/14年以内） ◆ソフトウエア（※4）（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内）	◆機械装置（※1、5）（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（※2）（30万円以上） ◆建物附属設備（※3、5）（60万円以上） ◆ソフトウエア（※4）（70万円以上）	◆機械装置（※1、5）（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（※2）（30万円以上） ◆建物附属設備（※3、5）（60万円以上） ◆ソフトウエア（※4）（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しません。）／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等		

※１ 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものを除く。
※２ 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
※３ 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものを除く。
※４ 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用ＯＳのうち一定のものなどは除く（中小企業投資促進税制と同様）。
※５ 中小企業経営強化税制を利用して発電設備等の取得等を行う場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容が確認できる書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P.16を確認してください。

1 法人税率の軽減
2 欠損金の繰越控除
3 欠損金の繰戻還付
4 交際費課税の特例
5 固定資産税・都市計画税の減免措置
6 生産性向上特別措置法による支援
7 中小企業経営強化税制
8 中小企業投資促進税制
9 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
10 少額減価償却資産の特例
11 地域未来投資促進税制
12 中小企業防災・減災投資促進税制
13 省エネ再エネ高度化投資促進税制
14 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
15 研究開発税制
16 オープンイノベーション促進税制
17 所得拡大促進税制
18 事業承継税制
19 登録免許税・不動産取得税の特例
20 消費税の特例

中小企業経営強化税制

指定事業

農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、ガス業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貸渡業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、郵便業、卸売業、小売業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）

（注１）中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。
（注２）電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。
（注３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。

適用手続

＜個人事業主＞

・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「㋭割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特例名（措法 10 の５の３）を記入すること。
・税額控除の場合、「明細書」を確定申告書に添付すること。

＜法人＞

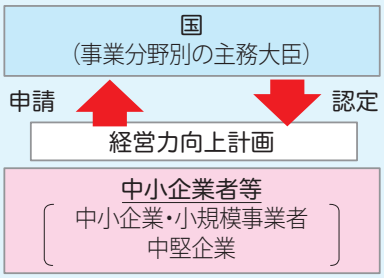
・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表」と適用額明細書を添付すること。
・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表」と適用額明細書を添付すること。

条文

租税特別措置法
第10条の５の３（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の12の４（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】
第68条の15の５（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【連結法人】

（コラム）中小企業等経営強化法について

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

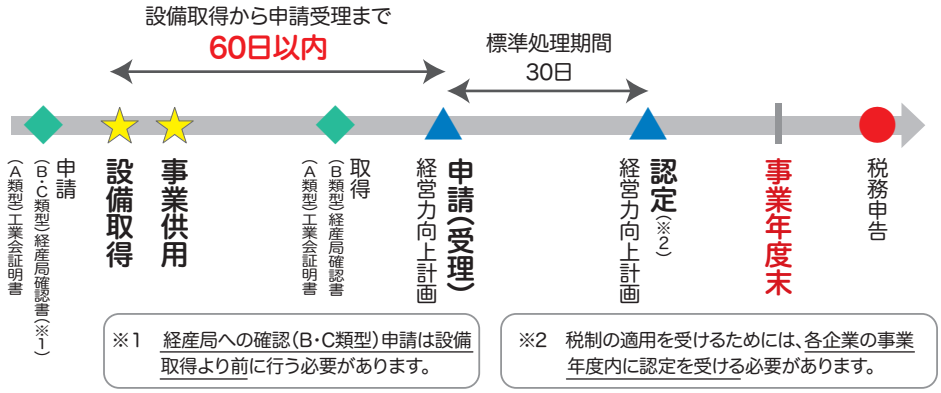


制度の詳細

本制度の適用を受けるためには、経営力向上計画の中で、①生産性向上設備又は②収益力強化設備、③デジタル化設備として認定を受けることが必要になります。**原則、設備の取得前に経営力向上計画の認定を受ける必要があります**ので、本制度をご検討の際は、お早めに手続きを進めてください。

なお、原則に従うことができない場合でも、設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理されれば適用することが可能です。

【例外】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合



①生産性向上設備（A類型）の適用手続き

要　件

下の表の対象設備のうち、以下の２つの要件を満たすもの

① 一定期間内に販売されたモデルであること
（最新モデルである必要はありません）

② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均１％以上向上している設備であること（※）
※ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

設備の種類	用途又は細目	取得価額要件（１台１基又は一の取得価額）	販売開始時期
機械装置（※１、５）	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	５年以内
器具備品（※２）	全て	30万円以上	６年以内
建物附属設備（※３、５）	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウエア（※４）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	５年以内

※１ 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものを除く。
※２ 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
※３ 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものを除く。
※４ 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用ＯＳのうち一定のものなどは除く（中小企業投資促進税制と同様）。
※５ 中小企業経営強化税制を利用して発電設備等の取得等を行う場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容が確認できる書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P.19を確認してください。

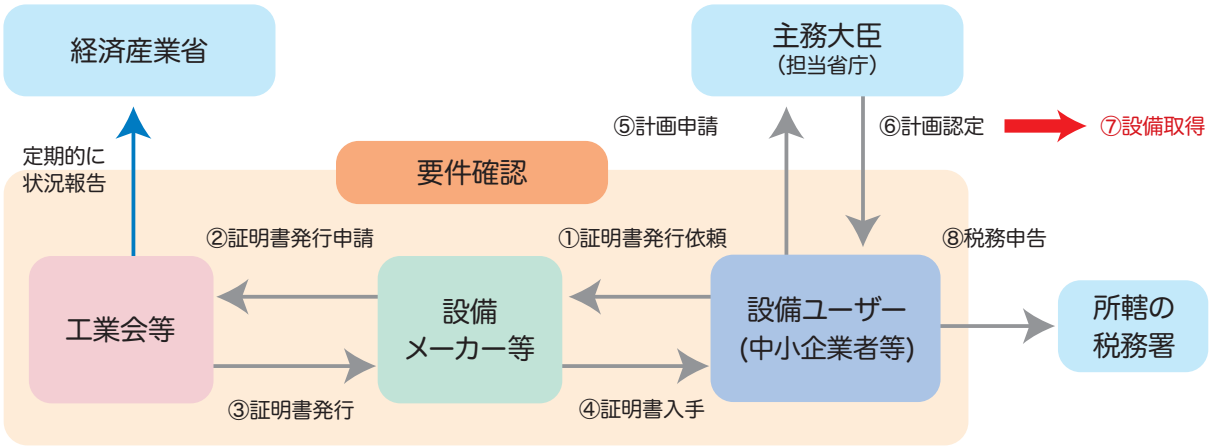
中小企業経営強化税制

手続き

（1）設備メーカーに証明書の発行を依頼してください
　生産性向上設備については、工業会等が前ページの要件を満たしていることを確認して、当該工業会等から証明書を発行してもらいます。

（2）経営力向上計画を策定してください
　（1）で確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、証明書（写し）を添付して、主務大臣に計画申請をしてください。

（3）設備取得＆税務申告
　（2）で主務大臣に認定を受けた後、設備を取得してください。なお、税務申告の際は、所定の書類を添付する必要があります。



　生産性向上設備として認定を受けた場合は、生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例も適用できる可能性があります。詳細は P7 をご確認ください。
　※同時に適用する場合、証明書は１枚で構いません。

工業会等の問い合わせ先

中小企業庁のホームページで、証明書を発行する工業会等のリストを掲載しています。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190510kougyoulist.pdf

　また、より詳細な手続きについては、中小企業庁のホームページで手引きを公開しておりますので、ご確認ください。
　なお、減価償却資産の種類の判断や税法上の規定に関するお問い合わせに関しては、公認会計士・税理士又は所轄の税務署までお問い合わせください。

②収益力強化設備（B類型）の適用手続き

要　件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの
年平均の投資利益率が５％以上となることが見込まれることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

設備の種類	用途又は細目	取得価額要件（１台１基又は一の取得価額）
機械装置（※１、５）	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品（※2）	全て	30万円以上
建物附属設備（※３、５）	全て	60万円以上
ソフトウエア（※４）	全て	70万円以上

※１ 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものを除く。
※２ 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
※３ 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものを除く。
※４ 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用ＯＳのうち一定のものなどは除く（中小企業投資促進税制と同様）。
※５ 中小企業経営強化税制を利用して発電設備等の取得等を行う場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容が確認できる書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P.16を確認してください。

なお、年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。

$$\frac{\text{「営業利益＋減価償却費}^{※1}\text{」の増加額}^{※2}}{\text{設備投資額}^{※3}}$$

※１ 会計上の減価償却費
※２ 設備の取得等をする年度の翌年度以降３年度の平均額
※３ 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

手続き

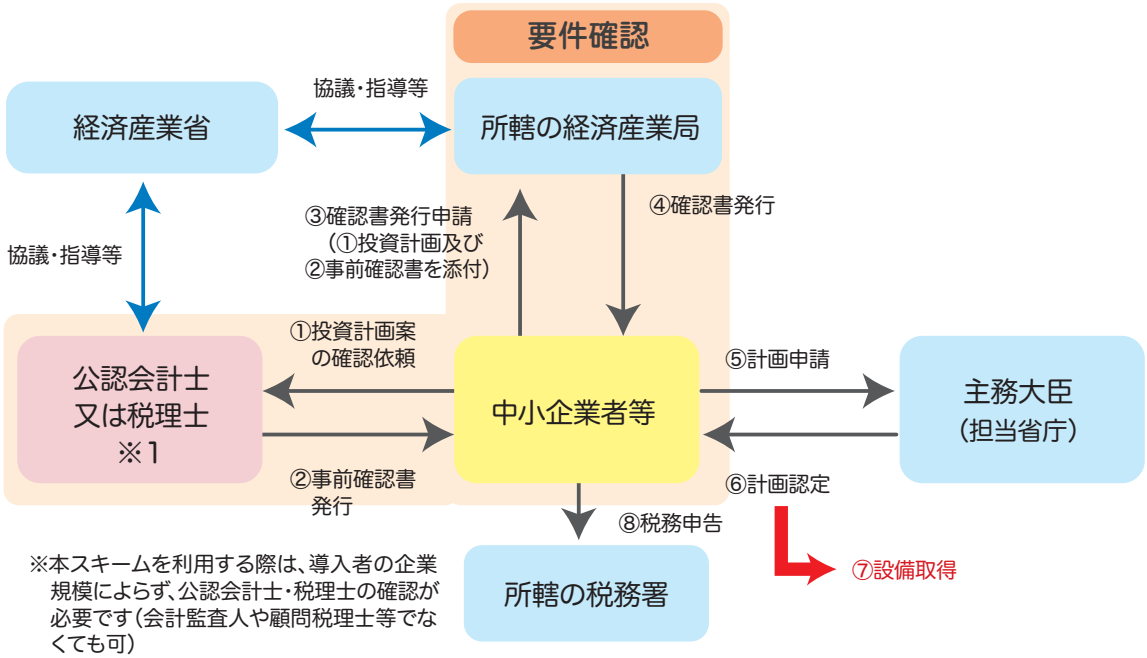
（１）まずはお付き合いのある税理士又は公認会計士にご相談ください
　収益力強化設備（B 類型）の適用にあたっては、事業者において投資計画を策定して、その内容を税理士又は公認会計士に事前確認してもらい、事前確認書を取得する必要があります。

（２）経済産業局にご連絡したうえで、申請書をご持参・ご説明ください
　本社所在地を管轄する経済産業局（次ページ参照）に投資計画とともに（１）の事前確認書をご持参・ご説明ください。

（３）経営力向上計画を策定してください
（２）で確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、確認書（写し）を添付して、主務大臣に計画申請をしてください。

（４）設備取得＆税務申告
（３）で主務大臣に認定を受けた後、設備を取得してください。なお、税務申告の際は、所定の書類を添付する必要があります。

中小企業経営強化税制



※本スキームを利用する際は、導入者の企業規模によらず、公認会計士・税理士の確認が必要です（会計監査人や顧問税理士等でなくても可）

各経済産業局の問い合わせ先（B類型について）

（お問い合わせ先）	（管轄地域）
○北海道経済産業局 中小企業課（直通：011－709－3140）	北海道
○東北経済産業局 経営支援課（直通：022－221－4806）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
○関東経済産業局 中小企業課（直通：048－600－0338）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 経営力向上室（直通：052－951－0253）	岐阜県、愛知県、三重県
○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 産業課（直通：076－432－5401）	富山県、石川県
○近畿経済産業局 創業・経営支援課（直通：06－6966－6065）	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 経営支援課（直通：082－205－5316）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 中小企業課（直通：087－811－8562）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 経営支援課（直通：092－482－5592,5593）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課（直通：098－866－1755）	沖縄県

また、より詳細な手続きについては、中小企業庁のホームページで手引きを公開しておりますので、ご確認ください。
なお、減価償却資産の種類の判断や税法上の規定に関するお問い合わせに関しては、公認会計士・税理士又は所轄の税務署までお問い合わせください。

問い合わせ先

＜経営強化税制について＞
中小企業税制サポートセンター　電話：03-6281-9821（平日9：30-17：00）
＜経営力向上計画について＞
中小企業庁事業環境部企画課　電話：03-3501-1957
本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

③デジタル化設備（C類型）の適用手続き

要　件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの
事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化のいずれかを可能 にする設備として、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

設備の種類	用途又は細目	取得価額要件 （１台１基又は一の取得価額）
機械装置（※１、５）	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品（※2）	全て	30万円以上
建物附属設備（※３、５）	全て	60万円以上
ソフトウエア（※４）	全て	70万円以上

※１ 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものを除く。
※２ 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
※３ 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものを除く。
※４ 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用ＯＳのうち一定のものなどは除く（中小企業投資促進税制と同様）。
※５ 中小企業経営強化税制を利用して発電設備等の取得等を行う場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容が確認できる書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P.16を確認してください。

なお、①遠隔操作、②可視化、③自動制御化とは、次の要件です。

①遠隔操作
１）デジタル技術を用いて、遠隔操作をすること
２）以下のいずれかを目的とすること
Ａ）事業を非対面で行うことができるようにすること
Ｂ）事業に従事する者が、通常行っている業務を、通常出勤している場所以外の場所で行うことができるようにすること

②可視化
１）データの集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと
２）１）のデータが、現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること
３）１）により事業プロセスに関する最新の状況を把握し経営資源等の最適化※を行うことができるようにすること

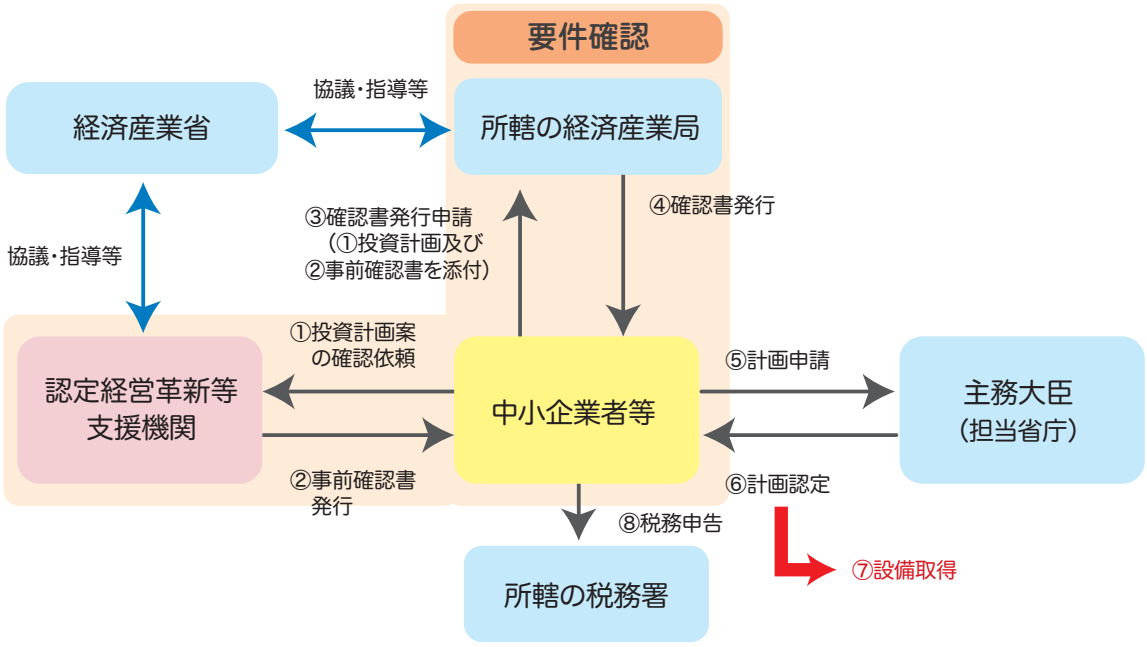
③自動制御化
１）デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようにすること
２）１）の指令が、現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化するためのものであること

※「経営資源等の最適化」とは、「設備、技術、個人の有する知識及び技能等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」をいいます。

中小企業経営強化税制

手続き

（1）まずは認定経営革新等支援機関にご相談ください
　デジタル化設備（C 類型）の適用にあたっては、事業者において投資計画を策定して、その内容を認定経営革新等支援機関に事前確認してもらい、事前確認書を取得する必要があります。
（2）経済産業局に、申請書をご郵送ください
　本社所在地を管轄する経済産業局（次ページ参照）に投資計画とともに（1）の事前確認書をご郵送ください
（3）経営力向上計画を策定してください
　（2）で確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、確認書（写し）を添付して、主務大臣に計画申請をしてください。
（4）設備取得＆税務申告
　（3）で主務大臣に認定を受けた後、設備を取得して下さい。なお、税務申告の際は、所定の書類を添付する必要があります。



各経済産業局のお問い合わせ先（C類型について）

（お問い合わせ先）	（管轄地域）
○北海道経済産業局 中小企業課（直通：011－709－3140）	北海道
○東北経済産業局 経営支援課（直通：022－221－4806）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
○関東経済産業局 中小企業課（直通：048－600－0338）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 経営力向上室（直通：052－951－0253）	岐阜県、愛知県、三重県
○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 産業課（直通：076－432－5401）	富山県、石川県
○近畿経済産業局 創業・経営支援課（直通：06－6966－6065）	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 経営支援課（直通：082－205－5316）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 中小企業課（直通：087－811－8562）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 経営支援課（直通：092－482－5592,5593）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課（直通：098－866－1755）	沖縄県

また、より詳細な手続きについては、中小企業庁のホームページで手引きを公開しておりますので、ご確認ください。

なお、減価償却資産の種類の判断や税法上の規定に関するお問い合わせに関しては、公認会計士・税理士又は所轄の税務署までお問い合わせください。

問い合わせ先

〈経営強化税制について〉

中小企業税制サポートセンター　電話：03-6281-9821（平日9：30-17：00）

〈経営力向上計画について〉

中小企業庁事業環境部企画課　電話：03-3501-1957

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

中小企業経営強化税制

よくある質問とその回答

Q1 生産等設備について

【問】 本税制の対象となる生産等設備とはどのような設備を指すのか。

【答】 生産等設備とは、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のように、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を獲得するために行う活動の用に直接供される減価償却資産で構成されるものをいいます。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は対象外となります。
一棟の建物が本店用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されているものについては、その全てが生産等設備となります。

Q2 取得価額の範囲

【問】 取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるのか。

【答】 対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。

Q3 補助金制度との併用について

【問】 設備取得の際に国又は地方公共団体から補助金を受けた場合でも、税制の対象となるのか。

【答】 原則として対象になります。法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。同様に、「積立金方式」を用いた場合も、税務上の取得価額は補助金額等を差し引いた価額となります。また、補助金の交付年度が翌事業年度になる場合においては、予定交付額を差し引いた価額が税額控除対象金額となります。また、補助金側に併用を制限する場合がありますのでご注意ください。

Q4 単品の取得価額は、どのように判定するのか。

【問】 単品の取得価額は、どのように判定するのか。

【答】 機械及び装置又は器具及び備品の一台又は一基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定しますが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができますので、「通常一単位として取引される単位」が最低取得価額の判定の基本となります。個別のケースについて判断に迷われる場合は、所轄の税務署にお尋ねください。

Q5 取得のタイミングについて

【問】 取得とは、具体的にどのタイミングを指すのか。

【答】 機械等の所有権を得たこと、つまり機械等の購入等をしたこと（請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたこと）を指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。

Q6 事業の用に供するとは

【問】 事業の用に供するとは、具体的にどのタイミングを指すのか。

【答】 業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえず、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。

Q7 リース資産の取扱い

【問】 購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となるのか。

【答】 ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については税額控除のみ利用可能（即時償却は利用不可）となります。なお、税額控除額は毎年のリース料ではなく、リース資産額をベースに計算することとなります。また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。

Q8 他の税制との重複適用について

【問】 他の税制との重複適用は可能か。

【答】 同じ減価償却資産で２以上の特別償却・税額控除に係る税制の適用を受けることはできませんが、固定資産税の特例措置とは重複して利用することが可能です。

Q9 対象業種について

【問】 これらの支援措置は業種問わず利用することは可能か。

【答】 中小企業経営強化税制の指定事業は、中小企業投資促進税制又は商業・サービス業・農林水産業活性化税制における指定事業となります。

Q10 売電を目的とした発電設備等の取扱い

【問】 売電を目的とした発電設備等の導入は対象になるのか。

【答】 全量売電の場合には、電気業の用に供する設備になると考えられます。電気業については中小企業経営強化税制の指定事業に含まれておらず、対象となりませんのでご注意ください。
また、経営力向上計画の実施期間のうち、経営力向上計画に基づき導入する発電設備等により発電される電気の販売を行おうとする期間において、その発電設備等により発電される電気のうち販売のための電気の占める割合が2分の1を超える場合については、本税制措置の対象となりません。

Q11 働き方改革に資する設備について

【問】 働き方改革に資する設備は本税制の対象となるか。

【答】 これらの設備は、本税制の要件を満たしていれば対象となります。詳しくは以下の中小企業庁ホームページをご覧ください。

CHECK!!

その他、よくある質問については、中小企業庁のホームページでＱ＆Ａ集を公開しておりますので、下記のHP内のよくある質問をご確認ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html

個人事業主　法　人

8 中小企業投資促進税制

～生産性を高めるような設備投資を応援します～

制度の概要

本制度は、一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却（注１）又は７%の税額控除（注２）が選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるものです。

（注１）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。
（注２）税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。平成29年度税制改正により中小企業経営強化税制（P9参照）、商業・サービス業・農林水産業活性化税制（P20参照）と合わせて20%が上限となりました。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

適用対象者

青色申告書を提出する「中小企業者等」（P９参照）
（注）協同組合等に含まれる組合は以下の組合に限ります。
農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会。

適用期間

令和３年３月31日までに、対象設備を取得等して指定事業の用に供すること。

対象設備

設備	取得価額要件
機械装置	１台又は１基の取得価額が１６０万円以上のもの
測定工具・検査工具	１台又は１基の取得価額が１２０万円以上のもの （事業年度の取得価額の合計額が１２０万円以上のものを含む）
一定のソフトウェア	一のソフトウェアの取得価額が７０万円以上のもの （事業年度の取得価額の合計額が７０万円以上のものを含む）
普通貨物自動車	車両総重量3.5t以上（注２）
内航船舶	全て（注３）

（注１）中古品、貸付の用に供する設備は対象外です。
（注２）普通貨物自動車は、道路運送車両法に規定する普通自動車で、貨物の運送の用に供するものが対象です。
（注３）取得価額の７５%が対象となります。

指定事業

製造業、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業）、農業、林業、漁業、水産養殖業

（注）不動産業、物品賃貸業、電気業、映画業以外の娯楽業等は対象になりません。また、風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当する事業についても、対象となりません。

適用手続

＜個人事業主＞

・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「㋭割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特例名（措法 10 条の３）を記入すること。
・税額控除の場合、「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」を確定申告書に添付すること。

＜法人＞

・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表」（中小企業者等又は中小連結法人が取得した機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表）と適用額明細書を添付すること。
・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表」（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書）と適用額明細書を添付すること。

条文

租税特別措置法第10条の３（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の６（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】
第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【連結法人】

よくある質問とその回答

Q 対象となるソフトウェア

【問】 中小企業投資促進税制で対象となるのは、どのようなソフトウェアですか？

【答】 一の取得価額が70万円以上の一定のソフトウェアが対象となります。ただし、複写して販売するための原本、研究開発用ソフトウェアは対象外となります。
また、サーバー用オペレーティングシステム、サーバー用仮想化ソフトウェア、データベース管理ソフトウェア、連携ソフトウェア、不正アクセス防御ソフトウェアのうち、国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）の規格15408に基づく評価・認証がないものは対象外となります。詳しくは租税特別措置法施行規則第５条の８【所得税】、第20条の３【法人税】をご参照ください。

問い合わせ先

中小企業税制サポートセンター　電話：03-6281-9821（平日9：30-17：00）
本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

9 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

個人事業主　法　人

～商業・サービス業の基盤強化を図る投資を応援します～

制度の概要

本制度は、一定の器具備品並びに建物附属設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却（注１）又は７%の税額控除（注２）が選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるものです。

（注１）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。
（注２）税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。また、中小企業経営強化税制（P9参照）、中小企業投資促進税制（P18参照）と合わせて20%が上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

適用対象者

アドバイス機関（注）から経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類（経営改善指導助言書類）の交付を受けた、青色申告書を提出する中小企業者等（P９参照※）

※本税制において協同組合等に含まれる組合は、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商店街振興組合に限ります。

（注）**アドバイス機関とは、**
「認定経営革新等支援機関、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、都道府県生活衛生営業指導センター、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会、商店街振興組合連合会」を指します。
なお、アドバイス機関が行う設備投資については、本税制の対象外となっています。

適用期間

令和３年３月31日までに、対象設備を取得等して指定事業の用に供すること。

対象設備

経営の改善に資する資産として、その交付を受けた経営改善指導助言書類（アドバイス機関が設備投資を含む取組による経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年２%以上となる見込みであることについて確認をした旨の記載があるものに限ります。）に記載された一定の器具及び備品並びに建物附属設備。

設備	取得価額要件
器具及び備品	１台又は１基の取得価額が３０万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が６０万円以上のもの

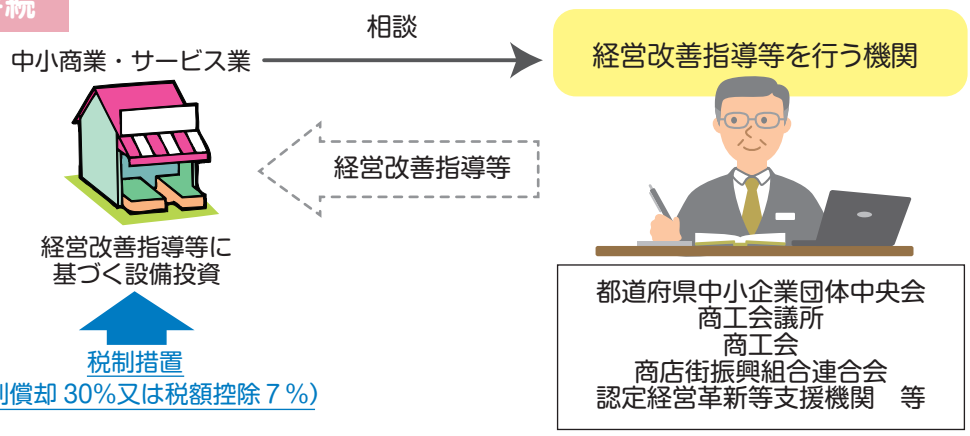
※中古品、貸付の用に供する設備等は対象外です。

指定事業

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業（教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業））、農業、林業、漁業、水産養殖業

（注）なお、風俗営業に該当するものは、①料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業で生活衛生同業組合の組合員が営むもの、②宿泊業のうち旅館業、ホテル業で風俗営業の許可を受けているもの、以外は指定事業から除かれます。また、性風俗関連特殊営業に該当するものも指定事業から除かれます。

適用手続



＜個人事業主＞

・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「㋇割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特例名（措法 10 条の５の２）を記入すること。
・税額控除の場合、「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」を確定申告書に添付すること。

＜法人＞

・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表」（特定中小企業者等又は特定中小連結法人が取得した経営改善設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表）と適用額明細書を添付すること。
・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表」（特定中小企業者等又は特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書）と適用額明細書を添付すること。

＜個人事業主・法人共通＞

アドバイス機関から指導助言を受けたことを明らかにする書類として、中小企業者等の氏名・名称、取得する設備の明細、アドバイス機関の氏名・名称、住所・所在地、アドバイスを行った年月日、アドバイスの内容等が記載されたものが必要です。
（注）アドバイス機関からのアドバイスは設備の導入前に受ける必要があります。

条文

租税特別措置法第10条の５の２（特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の12の３（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】
第68条の15の４（特定中小連結法人経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【連結法人】

よくある質問とその回答

Q 認定経営革新等支援機関とは

【問】 認定経営革新等支援機関とは何ですか？

【答】 認定経営革新等支援機関とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、中小企業者が安心して経営相談等を受けられるように、専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者として国が認定した金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等のことです。全国で約26,000の経営革新等支援機関が認定されており（平成29年４月１日時点）、中小企業庁のホームページにて公開しております。（https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm）

問い合わせ先

中小企業税制サポートセンター　電話：03-6281-9821（平日9：30-17：00）

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

個人事業主　法　人

10 少額減価償却資産の特例

～30万円未満の資産は即時に全額経費にできます～

制度の概要

中小企業は、取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）であれば、即時にその全額を経費として算入することができます。

適用期間

取得価額が 30 万円未満の減価償却資産を令和４年３月 31 日までの間に取得等して、事業の用に供した場合に適用となります。（合計 300 万円まで）

適用対象者

青色申告書を提出する「中小企業者等」（P9 参照）
（注）協同組合等で定められる組合はP18 参照。
（注）中小企業者等でも、常時使用する従業員の数が500人を超える法人及び連結法人は、対象になりません。
（注）中小企業等経営強化法の認定を受けた事業承継ファンドから出資を受けた場合の特例は対象外です。

適用手続

＜個人事業主＞

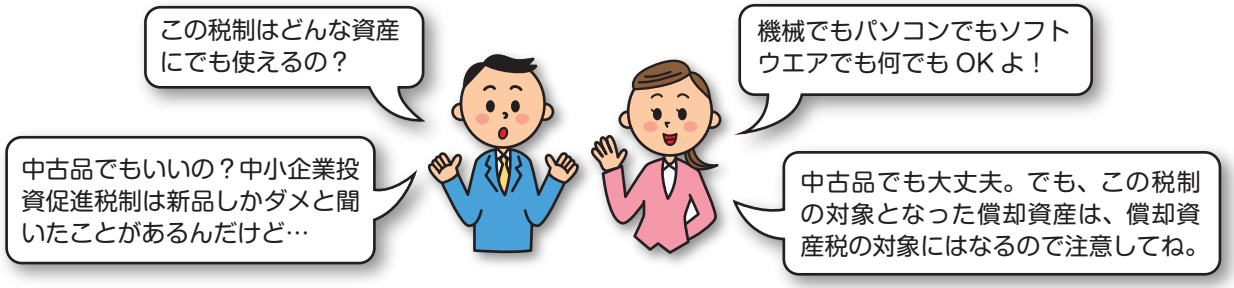
青色申告決算書の「減価償却費の計算」の「摘要」欄に「措法 28 の２」と記載すること

＜中小法人＞

法人税の確定申告書に「別表（少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書）」と「適用額明細書」を添付すること

＜少額の減価償却資産の取扱い＞

取得価額	10万円未満	20万円未満	30万円未満 ※中小企業者等のみ
必要経費、損金への算入	全額損金算入	３年間均等償却	全額損金算入
限度額	－	－	合計 300 万円以下



条文

租税特別措置法第28条の２（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例）【所得税】
第67条の５（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）【法人税】

個人事業主　法　人

11 地域未来投資促進税制

～地域経済を牽引する企業を応援します～

制度の概要

地域の強み（産業集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報等）を活かした地域活性化に貢献する先進的な事業について、建物・機械等を新設・増設した場合、**特別償却または税額控除が選択適用できます。**

適用対象者

都道府県の承認を受けた**地域経済牽引事業計画を作成した事業者**のうち、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、一定の要件を満たすことについて主務大臣の確認を受けた事業者

国：基本方針

同意

市町村及び都道府県：基本計画

・対象となる区域（促進地域）　・経済的効果に関する目標
・地域経済牽引事業計画の承認要件
・地域の特性　×　推進したい分野　・事業環境整備の内容　等

申請　承認（都道府県）

事業者等：地域経済牽引事業計画

［申請主体］
①民間事業者、②官民連携型（地方公共団体及び民間事業者）
※②の場合は、国が事業を承認

［承認のポイント］
・地域の特性を活用していること
・高い付加価値を創出すること
・地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすこと

確認

課税の特例措置

【主務大臣の確認の要件】
①先進性を有すること
②対象事業の売上高伸び率（%）
≧　過去５事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率（%）+5%
かつ対象事業の売上高伸び率（%）がゼロを上回ることを満たすこと
③設備投資額が 2,000 万円以上であること
④前年度の減価償却費の 10%を超える投資額であること
（地方自治体が事業者として参画する場合を除く。）
【上乗せ要件】（平成 31 年 4 月 1 日以降に事業計画の当初承認を受ける事業者が対象）
⑤直近事業年度の付加価値額増加率が 8%以上であること

地域未来投資促進税制

適用期間

令和３年３月31日までに、対象設備を事業の用に供したものが対象

対象設備

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たすもの	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度となります。
※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。
※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の２０％までが上限となります。

条文

租税特別措置法10条の４
（地域経済牽引事業促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】

租税特別措置法42条の11の2
（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】

租税特別措置法68条の14の3
（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【連結法人】

問い合わせ先

経済産業省地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課　地域未来投資促進室　電話：03-3501-1587

最寄りの経済産業局等でも御相談に応じています。

- 北海道経済産業局　地域未来投資促進室（地域経済部地域経済課内）　TEL：011-709-1782
- 東北経済産業局　地域未来投資促進室（地域経済部地域経済課内）　TEL：022-221-4876
- 関東経済産業局　地域未来投資促進室（地域経済部企業立地支援課内）　TEL：048-600-0272
- 中部経済産業局　地域未来投資促進室
  - 東海担当（地域経済部地域振興室内）　TEL：052-951-2716
  - 北陸担当（電力・ガス事業北陸支局地域経済課内）　TEL：076-432-5518
- 近畿経済産業局　地域未来投資促進室（地域経済部地域開発室内）　TEL：06-6966-6012
- 中国経済産業局　地域未来投資促進室（地域経済部地域経済課内）　TEL：082-224-5684
- 四国経済産業局　地域未来投資促進室（地域経済部新規事業室内）　TEL：087-811-8516
- 九州経済産業局　地域未来投資促進室（地域経済部企業成長支援課内）　TEL：092-482-5435
- 内閣府沖縄総合事務局　地域未来投資促進室（経済産業部企画振興課内）　TEL：098-866-1727

減価償却資産の種類の判断や税法上の規定に関するお問い合わせは管轄の税務署までご確認ください。

個人事業主　法　人

12 中小企業防災・減災投資促進税制

～災害への事前対策の強化を応援します～

制度の概要

本制度は、中小企業等経営強化法（以下単に「法」といいます。）に基づく事業継続力強化計画（法第５０条第１項）又は連携事業継続力強化計画（法第５２条第１項）の認定を受け、事業継続力強化設備等（法第５０条第２項第２号ロ）としてその認定計画に記載された一定の設備を取得等した場合に、取得価額の２０％の特別償却が適用できる制度です。

適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等（注）で、法第50条第１項又は第52条第１項の認定を受けた同法第２条第１項に規定する中小企業者に該当する者

（注）中小企業者等（Ｐ９参照）
ただし、協同組合等に含まれる組合は次の組合に限ります。
事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商店街振興組合。

適用期間

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行日（令和元年 ７ 月１６日）から令和３年３月３１日までの期間内に、対象設備を取得又は製作若しくは建設し、事業の用に供することが必要です。

対象設備

減価償却資産の種類（取得価額要件）	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置（100万円以上）	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ（注）
器具及び備品（30万円以上）	全ての設備
建物附属設備（60万円以上）	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、防火シャッター（注）

（注）これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。
※対象設備の詳細は、中小企業庁ホームページをご覧ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm
※消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づき設置が義務づけられている設備、中古品、所有権移転外リースによる貸付資産は対象外です。

1 法人税率の軽減
2 欠損金の繰越控除
3 欠損金の繰戻還付
4 交際費課税の特例
5 固定資産税・都市計画税の減免措置
6 生産性向上特別措置法による支援
7 中小企業経営強化税制
8 中小企業投資促進税制
9 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
10 少額減価償却資産の特例
11 地域未来投資促進税制
12 中小企業防災・減災投資促進税制
13 省エネ再エネ高度化投資促進税制
14 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
15 研究開発税制
16 オープンイノベーション促進税制
17 所得拡大促進税制
18 事業承継税制
19 登録免許税・不動産取得税の特例
20 消費税の特例

中小企業防災・減災投資促進税制

適用手続

(1) 事業継続力強化計画、連携事業継続力強化計画の作成
事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画を作成し、お住いの地域の経済産業局に認定申請を行ってください。
※詳細は中小企業庁 HP を参照ください。

(2) 設備の取得等・事業供用、税務申告
(1) で経済産業大臣の認定を受けた後、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に記載された設備を取得等し、事業の用に供してください。なお、税務申告の際は対象設備の償却限度額の計算明細書を添付する必要があります。

条文

租税特別措置法第11条の3（特定事業継続力強化設備等の特別償却）【所得税】
第44条の2（特定事業継続力強化設備等の特別償却）【法人税】
第68条の20（特定事業継続力強化設備等の特別償却）【連結法人】

問い合わせ先

各経済産業局の問い合わせ先

（お問い合わせ先）	（管轄地域）
○北海道経済産業局 中小企業課（直通：011－709－1783）	北海道
○東北経済産業局 中小企業課（直通：022－221－4922）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
○関東経済産業局 中小企業課（直通：048－600－0321）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 中小企業課（直通：052－951－2748）	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
○近畿経済産業局 中小企業課（直通：06－6966－6023）	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 中小企業課（直通：082－224－5661）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 中小企業課（直通：087－811－8529）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 経営支援課（直通：092－482－5592）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課（直通：098－866－1755）	沖縄県

＜事業継続力強化計画、連携事業継続力強化計画について＞
中小企業庁経営安定対策室　電話：03-3501-0459

＜中小企業防災・減災投資促進税制について＞
中小企業税制サポートセンター　電話：03-6281-9821（平日 9：30-17：00）

個人事業主　法　人

13 省エネ再エネ高度化投資促進税制

～高度な省エネ取組みと先進的な再エネ投資を応援します～

制度の概要（省エネ）

省エネ法（エネルギー使用の合理化等に関する法律）の特定事業者など要件を満たす者が、省エネ設備を新たに取得等して事業の用に供した場合に、取得価額の20%の特別償却又は７%の税額控除※１（税額控除は中小企業者等※２のみ）を措置する制度です。

①省エネ促進税制
省エネ法に基づき提出した「中長期計画書」に記載した対象設備（ボイラー・産業用ヒートポンプ、コージェネレーション設備、モータ、変圧器、エネルギーマネジメントシステム等、一定の要件を満たすもの）を導入する際に、税制優遇が受けられます。

②連携省エネ税制
省エネ法に基づく「連携省エネルギー計画」の実施に必要な設備等のうち、一定の要件を満たすものについては、税制優遇が受けられます。

※１ 税額控除は、その事業年度の法人税又は所得税額の20%までが上限となります。
※２ P９参照（ただし、協同組合等に含まれる組合はP18に記載の組合に限ります。また、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業承継ファンドから出資を受けた場合の特例は対象外です。）

適用対象者

青色申告書を提出する個人事業主又は法人であって、以下に該当する者。

①省エネ法の３規則対象事業者等※のうち、「事業者クラス分け評価制度」において、２年連続「S 評価」となった者。
②「連携省エネルギー計画」の認定を受けた事業者。
※３特定事業者・特定連鎖化事業者・認定管理統括事業者・管理関係事業者（特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者が行う特定連鎖化事業に加盟する者を含む）

適用期間

下記の期間内に、対象設備を取得等し、事業の用に供する必要があります。

①令和４年３月31日まで
②令和４年３月31日まで

適用手続

①経済産業局に確認申請書を提出し、確認書の交付を受ける必要があります（確認書は原則５年間保存する必要があります。）。
②省エネ法に基づき連携省エネルギー計画を経済産業大臣又は経済産業局に提出し、認定を受ける必要があります。

条文
租税特別措置法第10条の2（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の5（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【法人税】
第68条の10（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）【連結法人】

対象設備などの要件の詳細は、資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。
①https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/180323a/
②https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/index03_01.html

省エネ再エネ高度化投資促進税制

制度の概要（再エネ）

本制度は、再エネの主力電源化に資する発電設備・蓄電池等を新たに取得等して事業の用に供した場合に特別償却14%の適用が受けられます。

適用対象者

青色申告書を提出する個人事業主及び法人

適用期間

令和３年３月31日までです。
上記の期間内に、対象設備を取得等し、事業の用に供する必要があります。

対象設備

以下の表の設備のうち、要件を満たすものが対象です。

対象設備	各設備の要件
中小水力発電設備（3万kW未満）	○1kWあたりの資本費が以下の発電出力の区分に応じてその金額以下のもの 200kW未満・・・272万円/kW 200kW以上1,000kW未満・・・109万円/kW 1,000kW以上3万kW未満・・・39万円/kW
地熱発電設備（1,000kW以上）	○設備利用率80%を超えると見込まれるもの
バイオマス利用装置	―
木質バイオマス発電設備（2万kW未満）	○木質バイオマス燃料の年間利用率80%を超えると見込まれるもの ○下記のいずれかを満たすもの ・設備利用率80%を超えると見込まれるもの ・熱電併給を行うもの ・1kWあたりの資本費が以下の発電出力の区分に応じてその金額以下のもの 2,000kW未満・・・62万円/kW 2,000kW以上2万kW未満・・・41万円/kW
木質バイオマス熱供給装置（160GJ/h未満）	○木質バイオマス燃料の年間利用率が80%を超えると見込まれるもの ○装置のうち、ボイラーの熱効率80%を超えるもの
バイオマス利用メタンガス製造装置	○熱電併給を行うもの
風力発電装置専用機械類	―
周波数変動制御装置	○接続される風力発電装置の発電出力が1万kW以上のもの (遠隔出力制御装置は、接続される風力発電装置が「既設」のものに限る。)
発電出力制御装置 （ウィンドファームコントローラー）	
異常検出装置 （コンディションモニタリングシステム）	
遠隔出力制御装置	
定置用蓄電設備	○蓄電出力が接続される再エネ設備※の発電出力と比較して同等以下のもの
電線路（自営線）	○再エネ設備※のいずれか又はその附属設備と接続するもの ○再エネ設備※を所有する者が維持し運用するもの

※太陽光発電設備（10kW以上）、風力発電設備（1万kW以上）、本税制の要件を満たす中小水力発電設備・地熱発電設備・バイオマス利用装置

適用手続

個人事業主：青色申告決算書の「減価償却の計算」の「㉑割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特例名（措法11）を記入すること。
法人：法人税の確定申告書に「特別償却の付表」（特定設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表）を添付すること。

条文
租税特別措置法第11条（特定設備等の特別償却）【所得税】
第43条（特定設備等の特別償却）【法人税】
第68条の16（特定設備等の特別償却）【連結法人】

問い合わせ先

【再エネ】省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ）の問い合わせ窓口　電話：0570-057-333
【省エネ】資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課　電話：03-3501-9726
本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

個人事業主　法　人

14 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

～再生可能エネルギー発電設備にかかる固定資産税を軽減します～

制度の概要

再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から３年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から一定の割合に軽減する制度です。

適用対象者

再生可能エネルギー発電設備を取得した事業者

要　件

令和２年４月１日から令和４年３月末日までの間に対象設備を取得することが要件です。

対象設備及び課税標準

以下の対象設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から３年分の固定資産税に限り、課税標準を以下の割合に軽減。

対象設備	発電出力	課税標準	要件
太陽光発電設備（10kW以上）	1,000kW以上	3/4（7/12～11/12）	FIT認定外（自家消費型補助金の交付を受け取得した設備）
	1,000kW未満	2/3（1/2～5/6）	
風力発電設備	20kW以上	2/3（1/2～5/6）	FIT認定
	20kW未満	3/4（7/12～11/12）	
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4（7/12～11/12）	
	5,000kW未満	1/2（1/3～2/3）	
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2（1/3～2/3）	
	1,000kW未満	2/3（1/2～5/6）	
バイオマス発電設備（2万kW未満）	1万kW以上	2/3（1/2～5/6）	
	1万kW未満	1/2（1/3～2/3）	

（注）※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）

適用手続

設備所在の市区町村に必要書類を提出してください。

条文

地方税法附則第15条第30項

問い合わせ先

資源エネルギー庁　省エネルギー・新エネルギー部　新エネルギー課　電話：0570-057-333

※ 税務手続きの詳細については、設備所在の都道府県・市区町村までお問合せ願います。

1 法人税率の軽減
2 欠損金の繰越控除
3 欠損金の繰戻還付
4 交際費課税の特例
5 固定資産税・都市計画税の減免措置
6 生産性向上特別措置法による支援
7 中小企業経営強化税制
8 中小企業投資促進税制
9 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
10 少額減価償却資産の特例
11 地域未来投資促進税制
12 中小企業防災・減災投資促進税制
13 省エネ再エネ高度化投資促進税制
14 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
15 研究開発税制
16 オープンイノベーション促進税制
17 所得拡大促進税制
18 事業承継税制
19 登録免許税・不動産取得税の特例
20 消費税の特例

15 中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）

個人事業主　法　人

～試験研究費の一定割合を税額控除することができます～

制度の概要

研究開発を行った場合、その試験研究費の一定割合の金額について法人税・所得税の税額控除を受けることができます。特に中小企業者等については、控除率・控除上限で優遇されています。

適用対象者

青色申告書を提出し、試験研究を行う中小企業者等（P9 参照）

（注）ただし、協同組合等に含まれる組合は、P21 に記載の組合に限ります。また、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業承継ファンドから出資を受けた場合の特例は対象外です。

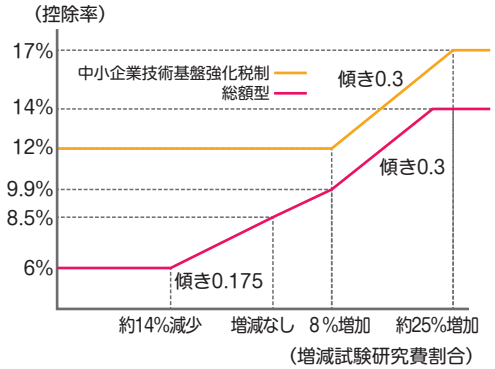
措置内容・適用期間

■A：総額型（中小企業技術基盤強化税制）【適用期限の定めなし（一部時限措置）】

試験研究費の一定割合の金額をその事業年度の法人税額・所得税額から控除できます（総額型）。特に中小企業者等については、控除率・控除上限が優遇されています（中小企業技術基盤強化税制）。

◆ 控除率（試験研究費の何%分を税額控除できるか）
⇒増減試験研究費割合に応じて右図のとおり。（※1～4）

◆ 控除上限（法人税額・所得税額の何%まで控除できるか）
⇒25%（ベンチャー企業は40%）（※5、6）



（※1）増減試験研究費割合は、増減試験研究費の額（試験研究費の額から比較試験研究費の額（※2）を減算した金額）の当該比較試験研究費に対する割合。

（※2）比較試験研究費の額は、前3年以内に開始した各事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額の平均額。

（※3）試験研究費の売上高に占める割合（以下「試験研究費割合」という。）が10%超の場合には、控除率の上限（中小企業者等17%、大企業14%）の範囲において最大1.1倍に上乗せ。（令和2年度末までの時限措置）

（※4）中小企業技術基盤強化税制の控除率12%超の部分と、総額型の控除率10%超の部分は、令和2年度末までの時限措置。

（※5）①試験研究費割合が10%超の場合には、控除上限を最大10%上乗せ。また、②中小企業者等で増減試験研究費割合が8%超の場合には、控除上限を10%上乗せ。（①と②は選択制、令和2年度末までの時限措置）

（※6）ベンチャー企業は、設立10 年以内で欠損金の翌期繰越額がある企業。

■B：特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）【適用期限の定めなし】

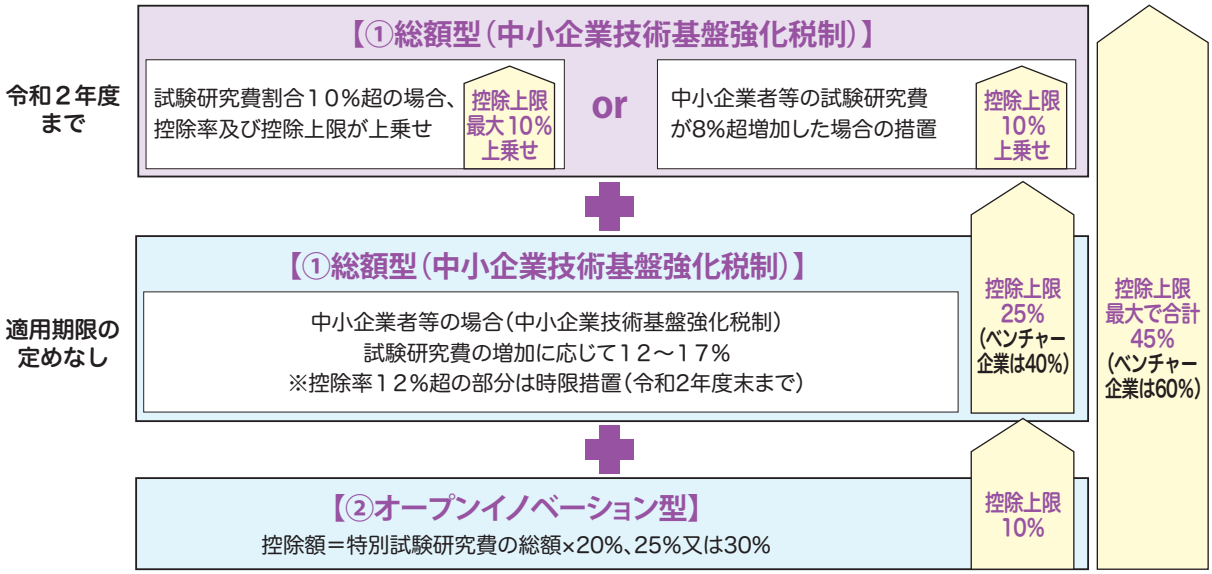
大学、国の研究機関、ベンチャー企業その他の企業等との共同・委託研究等の費用又は中小企業者に支払う知的財産権の使用料（特別試験研究費）がある場合、当該企業が負担した特別試験研究費の一定割合を法人税額・所得税額から控除できます。

◆ 控除率：相手方が大学等・特別研究機関等の場合 ⇒ 30%
相手方が研究開発型ベンチャーの場合（※7、8）⇒ 25%
相手方がその他（民間企業等）の場合（※8）⇒ 20%

◆ 控除上限：10%

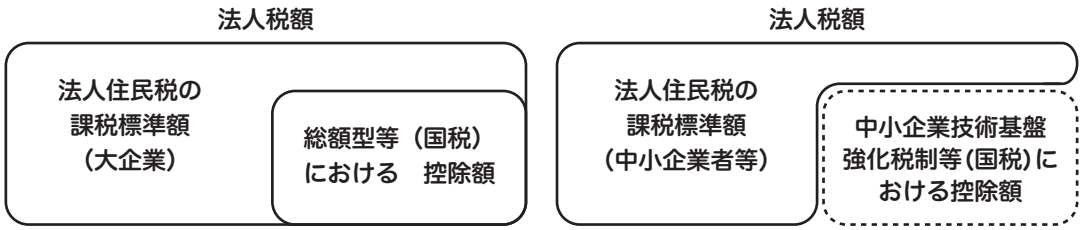
（※7）産業競争力強化法による認定を受けているベンチャーファンド又は認定国立大学ファンドや特別研究開発法人から出資を受けているベンチャー企業で、一定の要件を満たすもの。

（※8）研究開発型ベンチャー及び大企業等への委託研究は、基礎・応用研究又は知財利用を目的とした研究開発に限る。単なる外注等を除く。



※中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（地方税）

法人住民税（地方税）は、原則として税額控除を行う前の法人税（国税）の額が課税標準となりますが、中小企業者等については例外的に税額控除を行った後の法人税額が課税標準となります。



対象費用

対象となる「試験研究費」とは、各事業年度の損金の額又は必要経費に算入される「製品の製造」若しくは「技術の改良、考案若しくは発明」に係る試験研究のために要する費用又は「対価を得て提供する新たな役務の開発」に係る試験研究に要する費用をいいます。

具体的には、原材料費・人件費・経費、他の者に委託して試験研究を行う者が受託者に対して支払う委託試験研究費及び技術研究組合の組合員が負担する賦課金などです。

ただし、試験研究費に充てるために他の者から支払を受けた金額（受託研究の対価・補助金等）がある場合には、その金額は試験研究費の額から除外されます。

なお、人件費については、「専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る」とされています（「専ら」要件）。

人件費に係る「専ら」要件の税務上の取扱いについては国税庁HPをご参考ください。

国税庁URL

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/031225/01.htm

中小企業技術基盤強化税制

適用手続

控除を受ける金額を確定申告書等に記載するとともに、法人税額／所得税額の特別控除に関する明細書等を添付した上で最寄りの税務署に申告してください。なお、特別控除明細書に記入した金額の基になる書類、帳簿類等は一定期間保存する必要があります。

条文

租税特別措置法第10条（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）【所得税】
租税特別措置法第42条の4（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）【法人税（単体法人）】
租税特別措置法第68条の9（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）【法人税（連結法人）】

問い合わせ先

＜研究開発税制について＞

経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課　電話：03-3501-1778

＜中小企業技術基盤強化税制について＞

中小企業庁経営支援部技術・経営革新課　電話：03-3501-1816

本税制の適用にあたってのご質問は税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

法　人

16 オープンイノベーション促進税制

～オープンイノベーションを目的としたスタートアップへの出資を応援します～

制度の概要

スタートアップ企業との協働により生産性の向上や新たな事業の開拓など（オープンイノベーション）を行うため、そのスタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上（※）取得する場合、その株式の取得価額の25%を課税所得から控除することができます（ただし、5年以内にその株式の処分等をした場合は、控除分が益金算入されます）。
（※）原則として１件当たり１億円以上の出資が対象ですが、中小企業については1,000万円以上の出資から対象となります。

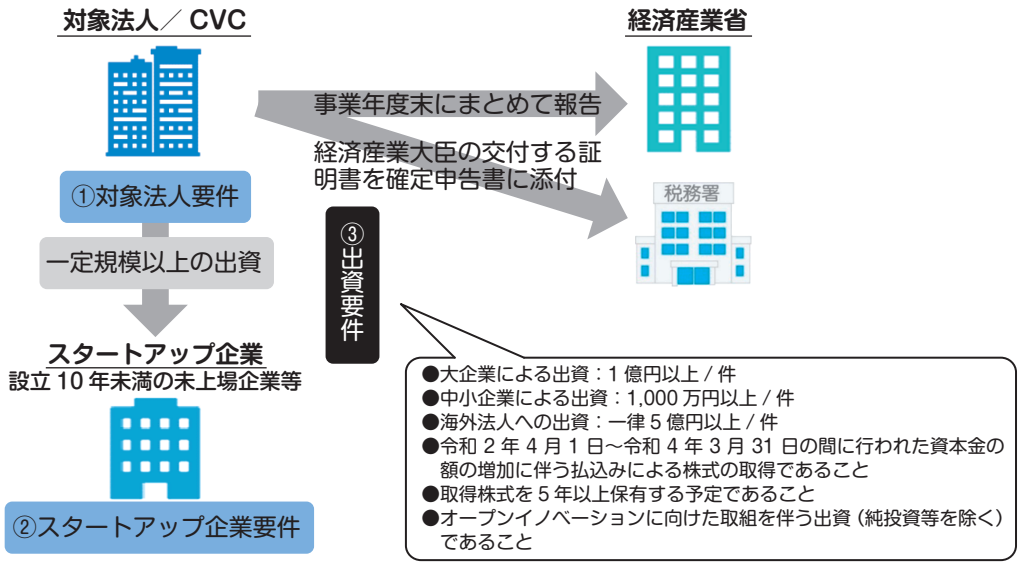
適用対象者

青色申告書を提出する法人で、スタートアップ企業とのオープンイノベーションを目指す、株式会社その他これに類する法人（※）
（※）株式会社のほか、相互会社、中小企業等協同組合、農林中央金庫、信用金庫及び信用金庫連合会

なお、本税制において 1,000 万円以上の出資から対象となる「中小企業」とは、租税特別措置法第42条の４第８項第７号に規定する「中小企業者」又は同法第68条の９第８項第６号の規定する「中小連結法人」であり、具体的には、以下①②のいずれかに該当する法人以外の法人をいいます。

①大規模法人
資本金の額又は出資金の額が１億円超の法人
資本金の額又は出資金の額が５億円以上の法人等（大法人）の 100%子法人
100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を直接又は間接に保有されている法人

②大規模法人のグループ法人
同一の大規模法人（※１）が発行済株式又は出資（※２）の２分の１以上を所有している法人
複数の大規模法人（※１）が発行済株式又は出資（※２）の３分の２以上を所有している法人
（※１）中小企業投資育成株式会社を除きます。
（※２）発行済株式又は出資からその判定対象法人の有する自己の株式又は出資を除外します。



オープンイノベーション促進税制

適用期間

払込みの日（払込期日が定められた契約の場合は払込期日）が令和２年４月１日から令和４年３月31日までの出資

スタートアップ企業（受け手側）の要件

① 株式会社であること
② 設立の日以後の期間が10年未満の会社であること
③ 未上場・未登録企業であること
④ 既に事業を開始していること
⑤ 対象法人とのオープンイノベーションを行っている又は行う予定であること
⑥ 一つの法人グループが株式の過半数を有していないこと
⑦ 法人以外の者（個人や投資事業有限責任組合等）が３分の１以上の株式を有していること
⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業・性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社でないこと
⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者が、役員にいる会社又は事業活動を支配する会社でないこと

出資行為の要件

① スタートアップ企業の資本金の額の増加を伴う現金による出資であること
② １件あたり１億円以上（中小企業の場合は1,000万円以上）の出資であること（※１）
③ オープンイノベーションに向けた取組の一環で行われる出資であること（※２）
④ 取得株式の５年以上の保有を予定していること
⑤ 純出資等を目的とする出資ではないこと（※３）

（※１）スタートアップ企業が海外法人の場合は、１件当たり５億円以上の出資である必要があります。
（※２）具体的には、以下の３点を満たすことが必要です。
ａ．対象法人が、高い生産性が見込まれる事業または新たな事業の開拓を目指した事業活動を行うこと
ｂ．ａの事業活動において活用するスタートアップ企業の経営資源が、対象法人にとって不足するもの、かつ革新的なものであること
ｃ．ａの事業活動の実施にあたり、対象法人からスタートアップ企業にも必要な協力を行い、その協力がスタートアップ企業の成長に貢献するものであること
（※３）具体的には、以下のいずれかのみを目的とした出資をいいます。
ａ．スタートアップ企業の株式を将来売却することにより利益を受けること
ｂ．スタートアップ企業から将来配当を受けること
ｃ．投資契約を結んだ後、スタートアップ企業への継続的関与を伴わずにスタートアップ企業から利益（物品リース料、不動産賃貸料、金融商品等の取引による運用益など）を受けること

適用手続

行った出資が各要件を満たすことについて、経済産業大臣の定める様式に従って必要事項を記載し、出資を行った事業年度の末日の60日前から30日後までに、経済産業大臣に証明書の交付を求めてください。

原則として、経済産業大臣が追加で提出を求める場合を除き、経済産業大臣の定める様式以上の書類は必要ありません。

また、所得控除を受けるためには、対象となる取得株式の取得価額の25%以下の金額を、スタートアップ企業別に、特別勘定を設ける方法により経理する必要があります。

なお、所得控除の上限額は、1件あたり、25億円（すなわち、１回の払込みの額のうち100億円まで）、一事業年度内あたり、125億円まで※（すなわち、同じ事業年度内の出資額の合計は500億円まで（１回の払込みの額が100億円を超える案件は100億円として計算））となります。

※所得控除可能額が所得の金額を超える場合は、その所得の金額が限度となります。

申告に当たっては、上記経済産業大臣の証明書を、法人税の確定申告書に添付する必要があります。

条文

租税特別措置法第66条の13
（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）【法人税（単体法人）】
租税特別措置法第68条の98
（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）【法人税（連結法人）】

問い合わせ先

担当：中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課
問い合わせ先：オープンイノベーション促進税制コールセンター
電話番号：03-6206-1766
平日9：00～12：00、13：00～17：30（祝日、8月11日、12月29日～１月3日は除く）
mail：open_innovation_sokushinzeisei@meti.go.jp

本税制の詳細は、特設HP及び当HPに掲載しているガイドラインをご参照ください。
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/open_innovation_zei.html

税法上の規定に関するお問い合わせは管轄の税務署までご確認ください。

個人事業主　法　人

17 中小企業向け所得拡大促進税制

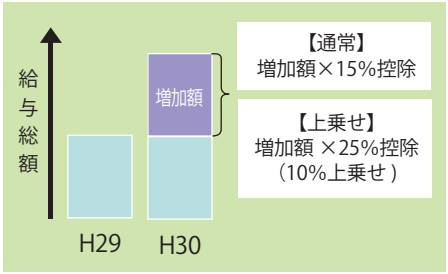
～積極的な賃上げに取り組む企業を応援します～

制度の概要

本制度は、青色申告書を提出している中小企業者等が、従業員への給与等の支給を前事業年度比1.5%以上増加した場合に、その増加額の15%分を法人税額や所得税から控除できる制度です。

また、前事業年度比2.5%以上の高い賃上げに加え、一定の要件を満たした場合は、前事業年度からの増加額分について、25%の税額控除を受けることができます。

※税額控除額はその事業年度の調整前の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。



適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等（9ページ参照）

（注）ただし、協同組合等に含まれる組合は、P18に記載の組合に限ります。また、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業承継ファンドから出資を受けた場合の特例は対象外です。

適用期間

平成30年4月1日～令和3年3月31日までの期間内に開始する各事業年度についてご利用いただけます。

適用手続

本税制の適用を受けるには、確定申告書等に、税額控除の対象となる雇用者給与等支給増加額※1及び控除を受ける金額を記載するとともに、その金額の計算に関する明細書及び継続雇用者給与等支給額※2と継続雇用者比較給与等支給額※2を記載した書類を添付する必要があります。

控除される金額は、その添付された書類に記載された雇用者給与等支給増加額を基礎として計算した金額に限られます。

条文

租税特別措置法第10条の５の４（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の12の５（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）【法人税】
第68条の15の６（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）【連結法人】

※1：適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に支払った給与等の支給額である「雇用者給与等支給額」から、前事業年度の雇用者給与等支給額である「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額をいいます。

※2：継続雇用者（次ページで詳述）に支払った給与等の総額を「継続雇用者給与等支給額」といい、前事業年度の継続雇用者給与等支給額を「継続雇用者比較給与等支給額」といいます。

適用要件

この制度の適用を受けるには、適用しようとする年度において次の①、②の要件を満たしていることが必要です（次ページ以降で詳述）。

① 雇用者給与等支給額が前事業年度を上回っていること。
② 継続雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて1.5%以上増加していること。

適用の要件（通常の場合）

以下、①・②の適用の要件を満たす場合、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の15%を税額控除します。

＜要件①＞雇用者給与等支給額が前事業年度を上回っていること

「雇用者給与等支給額」が、「比較雇用者給与等支給額」と比較して増えていることを確認します。

例

事業年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
雇用者給与等支給額	3,000万円	3,200万円	3,100万円	3,150万円
適用可否	—	○	×	○

＜要件②＞継続雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて1.5%以上増加していること

「継続雇用者給与等支給額」が「継続雇用者比較給与等支給額」と比較して1.5%以上増えていることを確認します。

例

事業年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
継続雇用者給与等支給額	400万円	420万円	405万円	410万円
増減割合	—	＋5%	−約3.6%	＋約1.2%
適用可否	—	○	×	×

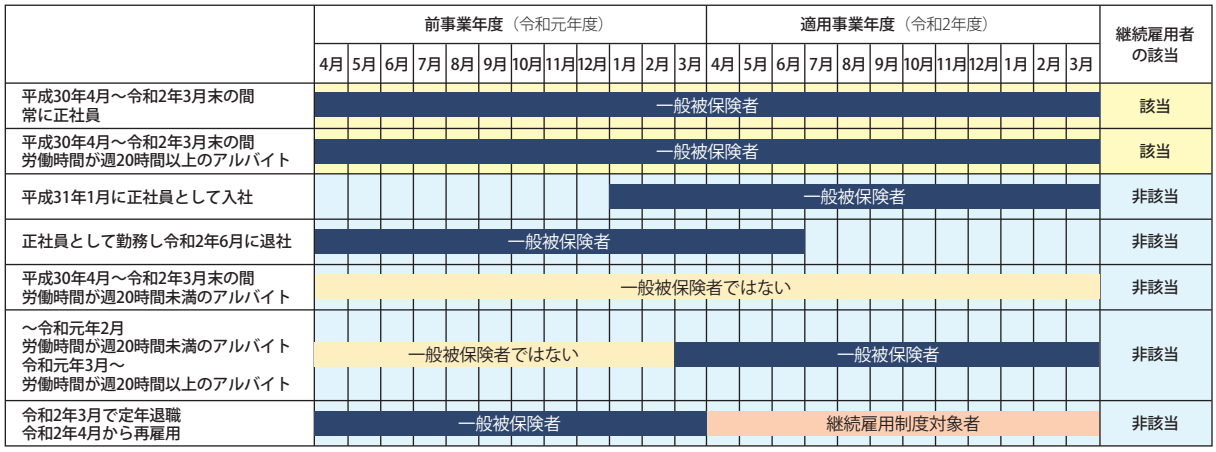
以上、①、②の要件の両方を満たした場合、15%の税額控除を受けることができます。
上記の例では、平成30年度は要件①、②をともに満たしているため適用になりますが、令和元年度は両方を、令和2年度は要件②を満たしていないため、適用できません。

＜参考＞継続雇用者について

継続雇用者とは、以下の全てを満たす者を指します。
①前事業年度及び適用事業年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者である。
②前事業年度及び適用事業年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者※である。

※雇用保険の適用事業に雇用される労働者であって、１週間の所定労働時間が２０時間未満である者等（雇用保険法の適用除外となる者）以外は、原則として「被保険者」となります。「一般被保険者」とは、「被保険者」のうち、高年齢被保険者（６５歳以上の被保険者）、短期雇用特例被保険者（季節的に雇用される者）、日雇労働被保険者（日々雇用される者、３０日以内の期間を定めて雇用される者）以外の被保険者のことをいいます。詳細は厚生労働省またはハローワークにお問い合わせください。

③前事業年度及び適用事業年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない。



※3月決算の場合

中小企業向け所得拡大促進税制

適用の要件（上乗せ措置を利用する場合）

前事業年度と比べて継続雇用者給与等支給額が2.5%以上増加しており、かつ、要件①、②のいずれかを満たした場合は、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の25%を税額控除します。

継続雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて2.5%以上増加していること

＋

＜要件①＞適用事業年度における教育訓練費の額が前事業年度における教育訓練費の額と比べて10%以上増加していること

法人又は個人のその事業に係る国内雇用者に対して行う、研修・セミナー等の教育訓練に係る費用で、以下の費用が対象になります。

(1)法人等が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金、外部施設使用料等）
(2)他の者に委託して教育訓練を行わせる場合の費用（研修委託費）
(3)他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費）

or

＜要件②＞ 適用事業年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること

適用を受けるためには、適用年度の終了の日までに経営力向上計画の認定を受け、適用年度終了後、税務申告までの間に、「経営力向上が行われたことに関する報告書（経営力向上報告書）」を作成し、提出する必要があります。

報告については、原則として経営力向上計画の認定省庁に関わらず、経営力向上計画申請プラットフォーム（https://www.keieiryoku.go.jp）をご利用いただけます。

※経営力向上計画の作成・申請方法については、以下の中小企業庁ホームページをご確認ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/

問い合わせ先

○中小企業税制サポートセンター
（電話：03－6281－9821）（平日9:30-17:00）

※税法上の大企業については制度の内容が異なりますので、経済産業省ホームページをご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

よくある質問とその回答

Q1 申請方法について

【問】 本制度の利用に際し、事前に認定を受けたり、書類の提出・届出を行う必要はあるか。

【答】 本税制の利用に際し、税務申告より前に特段の手続きを行う必要はありません。ただし、経営力向上計画要件の上乗せ措置を利用する場合は、適用年度終了の日までに経営力向上計画の認定を受け、適用年度終了後、税務申告までに経営力向上が行われたことに関する報告を行う必要があります。
また、本制度の適用を受けるためには、法人税（個人事業主の場合は所得税）の申告の際に、確定申告書等に、税額控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

Q2 国内雇用者について

【問】 国内雇用者とはどのような者か。また役員の特殊関係者とは誰を指すのか。

【答】 法人又は個人事業主の有する国内の事業所に勤務する雇用者で国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者です。国内雇用者には、パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は国内雇用者とはなりません。
また、特殊関係者とは役員の親族を指します。親族の範囲は6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族までが該当します。また、当該役員と婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員から生計の支援を受けている者も特殊関係者に含まれます。

Q3 給与等に含める金額について

【問】 本制度における給与等には何が当てはまるのか。

【答】 俸給・給与・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（給与所得となり得る給与）をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。
ただし、賃金台帳に記載された支給額（所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。）のみを対象として計算する等、合理的な方法により継続して給与等支給額の計算をしている場合は、給与等に含めることが認められます。なお、使用人兼務役員を含む役員やその特殊関係者は国内雇用者に該当しないことから、これらの者に支給される役員報酬などの給与は、所得拡大促進税制上計算対象から除外することとされています。

Q4 出向等の扱いについて

【問】 出向元法人における出向者の取扱いについて。

【答】 「給与等に充てるため他の者(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人、当該法人が外国法人である場合の法人税法第138条第1項1号に規定する本店等を含む。)から支払を受ける金額」は雇用者給与等支給額から控除するため、法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人に対する給与を出向元法人(出向者を出向させている法人)が支給する際、出向元法人が出向先法人(出向元法人から出向者の出向を受けている法人)から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額(出向負担金等)は雇用者給与等支給額から控除します。

【問】 出向先法人における出向者の取扱いについて。

【答】 出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、雇用者給与等支給額に含まれます。（逆に、出向先法人の賃金台帳に記載が無い場合は、当該出向者への給与は出向先法人の雇用者給与等支給額には含まれません。）

Q5 前事業年度と適用事業年度の月数が異なる場合について

【問】 前事業年度の月数と適用事業年度の月数とが異なる場合の比較雇用者給与等支給額の扱いはどうなるのか。

【答】 ⑴前事業年度の月数が適用事業年度の月数に満たない場合（前事業年度が６月に満たない場合）
適用事業年度の開始の日の前日～過去１年（適用年度が１年に満たない場合には適用年度の期間）以内に終了した各事業年度の雇用者等給与支給額に適用年度の月数を乗じて、これを適用事業年度の開始の日の前日～過去１年（適用年度が１年に満たない場合には適用年度の期間）以内に終了した各事業年度の月数で除して計算した金額を比較雇用者給与等支給額とします。

※例：前々事業年度：平成30年1月－平成30年12月（12か月決算）
前事業年度　：平成31年1月－平成31年3月（3か月決算）
適用事業年度：平成31年4月－令和2年3月（12か月決算）
→比較雇用者給与等支給額=(前々事業年度＋前事業年度の雇用者給与等支給額)×12÷（12＋3）

⑵前事業年度の月数が適用事業年度の月数に満たない場合（前事業年度が６か月以上の場合）
前事業年度の雇用者給与等支給額に適用事業年度の月数を乗じて、これを前事業年度の月数で除して計算した金額を比較雇用者給与等支給額とします。

※例：前事業年度　：平成30年10月－平成31年3月（6か月決算）
適用事業年度：平成31年4月－令和2年3月（12か月決算）
→比較雇用者給与等支給額=前事業年度の雇用者給与等支給額×12÷6

⑶前事業年度の月数が適用事業年度の月数を超える場合
前事業年度の雇用者給与等支給額に適用年度の月数を乗じて、これを前事業年度の月数で除して計算した金額

※例：前事業年度　：平成30年4月－平成31年3月（12か月決算）
適用事業年度：平成31年4月－令和元年9月（6か月決算）
→比較雇用者給与等支給額=前事業年度の雇用者給与等支給額×6÷12

18 事業承継税制

令和元年度税制改正で個人版事業承継税制が創設

～スムーズな事業承継のために～

中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、法人の場合、非上場会社の株式に係る相続税、贈与税の納税が猶予及び免除される法人版事業承継税制があり、平成30年度税制改正で抜本的に拡充されました。

また、個人事業者についても、令和元年度税制改正により、事業用の土地、建物、機械・器具備品等に係る相続税、贈与税の納税が猶予及び免除される個人版事業承継税制が創設されました。

CHECK!!

法人版事業承継税制適用の前提となる特例承継計画の提出期限は令和5年3月末までとなります。詳しくはP48をご覧ください。

相続税の概要

相続税とは、相続等により財産を取得した場合に、その取得した財産にかかる税金です。

一般的に、事業承継時には事業継続に必要な資産（株式、不動産、機械・器具備品等）も相続税の課税対象となります。

（1）課税価格の計算

・各相続人等が取得した財産の価額 ・生命保険金 ・死亡保険金	−	被相続人の債務・葬式費用	＋	相続等により財産を取得した人が、相続開始前３年以内に被相続人から受けた贈与財産	＋	相続時精算課税制度（P41参照）の適用を受けた贈与財産	＝	課税価格

（2）課税遺産総額の計算

課税価格	−	遺産に係る基礎控除額 （3,000万円+600万円×法定相続人の数）	＝	課税遺産総額

条文

○非上場会社の株式に係る相続税、贈与税の納税猶予及び免除制度
租税特別措置法第70条の７　（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）
第70条の７の２（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除）
第70条の７の３（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）
第70条の７の４（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除）
第70条の７の５（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例）
第70条の７の６（非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例）
第70条の７の７（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）
第70条の７の８（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例）
○個人の事業用資産に係る相続税、贈与税の納税猶予及び免除制度
租税特別措置法第70条の６の８（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）
第70条の６の９（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）
第70条の６の10（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）
○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

事業承継税制

(3)相続税額の計算

相続税額の計算は、まず法定相続人の数と法定相続分を基に相続税の総額を計算し、それを各人の取得財産額に応じて按分して実際の納税額を計算します。

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	0 万円
3,000 万円以下	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円
1 億円以下	30%	700 万円
2 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円以下	45%	2,700 万円
6 億円以下	50%	4,200 万円
6 億円　超	55%	7,200 万円

相続税額の計算例

【計算例】

Q．相続財産1億円を、法定相続人である子（AとB。両者とも成人）2人で相続（A：8,000万円、B：2,000万円）する場合の相続税はいくらですか？

A．次のようになります。

	計算方法	金額
課税遺産総額	1 億円－（3,000 万円＋600 万円×２）	5,800万円
法定相続分による各取得金額※	5,800 万円×１／２	2,900万円
１人分の相続税額	2,900 万円×15％－50 万円	385万円
相続税の総額	385 万円×２人	770万円
子 A の相続税額	770 万円×8,000 万円／１億円	616万円
子 B の相続税額	770 万円×2,000 万円／１億円	154万円

※法定相続分は、民法で次のとおり定められています。
①配偶者と子供が相続人の場合　　配偶者　1/2　子供（2人以上のときは全員で）1/2
②配偶者と直系尊属が相続人の場合　　配偶者　2/3　直系尊属(2人以上のときは全員で)1/3
③配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合　　配偶者　3/4　兄弟姉妹（2人以上のときは全員で）1/4
なお、子供、兄弟姉妹等がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分けます。

贈与税の概要

贈与税とは、個人から贈与により財産を取得した場合にかかる税金です。

一般的に、事業承継時には事業継続に必要な資産（株式、不動産等）も贈与税の課税対象となります。

贈与税には、暦年課税制度と相続時精算課税制度があります。家族構成や財産構成等を考慮して、どちらを選択するか判断する必要があります。

暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較

項目	暦年課税制度	相続時精算課税制度
概要	暦年（1月1日から12月31日までの1年間）毎にその年中に贈与された価額の合計に対して贈与税を課税する制度です。	将来相続関係に入る親から子への贈与等について、選択により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する課税制度です。
贈与者	制限無し	60歳以上の父母又は祖父母
受贈者		20歳以上の推定相続人である子又は孫
選択の届出	不要	贈与者毎に必要 （注）一度選択すれば、相続時まで継続適用。
控除	基礎控除額（毎年）：110万円	特別控除額：2,500万円 （限度額まで複数年にわたり使用可）
税率	基礎控除額を超えた部分に対して10%～55%の累進税率	特別控除額を超えた部分に対して一律20%の税率
適用手続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出し、納税します。	選択を開始した翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書及び申告書を提出し、納税します。
相続時の取扱い	相続税とは切り離して計算します。 （注）相続により財産を取得する場合には、相続開始前3年以内の贈与財産は相続財産に加算。	相続税の計算時に精算（合算）します。 （注）贈与財産は贈与時の時価で評価。



事業承継税制

暦年課税制度の税率表

基礎控除後の課税価格	一般		直系卑属※	
	税率	控除額	税率	控除額
200 万円以下	10%	0 万円	10%	0 万円
300 万円以下	15%	10 万円	15%	10 万円
400 万円以下	20%	25 万円		
600 万円以下	30%	65 万円	20%	30 万円
1,000 万円以下	40%	125 万円	30%	90 万円
1,500 万円以下	45%	175 万円	40%	190 万円
3,000 万円以下	50%	250 万円	45%	265 万円
4,500 万円以下	55%	400 万円	50%	415 万円
4,500 万円　超			55%	640 万円

※直系卑属の税率欄は、20歳以上であり、かつ贈与者の直系卑属である受贈者が対象となります。
直系卑属とは子や孫などのことですが、子や孫などの配偶者は含まれません。

暦年課税と相続時精算税の選択適用

贈与者が複数の場合には、贈与者ごとに暦年課税と相続時精算課税の選択適用ができます（図１）。
また、受贈者が複数の場合には、その受贈者ごとに選択することもできます（図２）。

図1

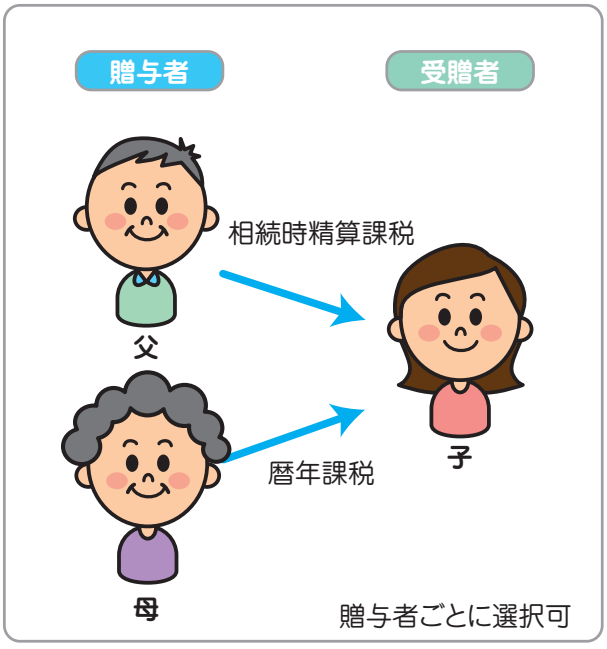
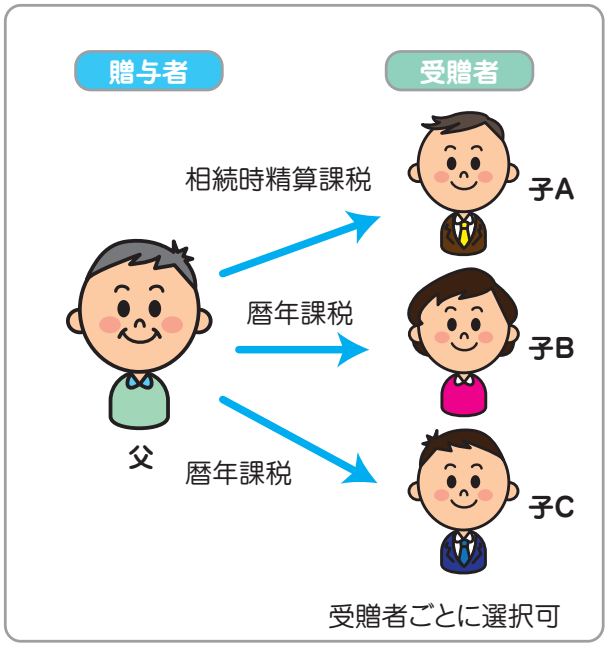
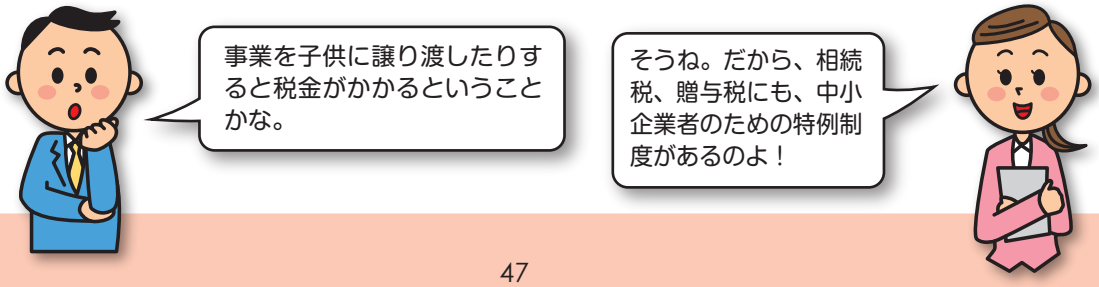


図2





平成30年度より、事業承継税制が大きく拡充されました

中小企業の事業承継を後押しするため、平成30年度税制改正において、事業承継税制が10年間限定で大きく拡充されました。

事業承継税制の特例措置を利用するためには…

①事前に「特例承継計画」の提出が必要です

平成30年4月1日から令和5年3月31日の5年間に「特例承継計画」を都道府県に提出してください。（様式は中小企業庁ホームページに掲載）

②10年間限定の特例措置です

特例承継計画を提出した事業者で、平成30年1月1日から令和9年12月31日までに、相続・贈与により会社の株式を取得した経営者が対象になります。

特例措置のポイント

1 株式の贈与・相続にかかる税額すべてを対象に

対象株式数の上限を撤廃し、猶予割合を100%に拡大することで、承継する株式にかかる贈与税・相続税のすべてが納税猶予の対象となりました。

2 対象者を大幅に拡充

これまでは、先代経営者一人から後継者一人への贈与・相続のみが対象でしたが、特例措置では、親族外を含むすべての株主から、代表者である後継者（最大3人）への贈与・相続が対象になりました。

3 雇用要件を抜本的に見直し

雇用要件（事業承継後5年間平均で、雇用の8割の維持が必要）を抜本的に見直すことにより、雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予が継続可能になりました。

※経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要です。

4 将来的な売却・廃業の際の税負担を軽減

将来、事業を売却・廃業する際に株価が下落していた場合には、その株価を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免することで、経営環境の変化による将来の不安を軽減します。

事業承継税制の詳しい内容は、中小企業庁ホームページへ！

中小企業庁ホームページTOP → 財務サポート → 事業承継　をクリック

■事業承継税制・金融支援の認定や報告等はこれまで各地の経済産業局が窓口となっていましたが、平成29年4月1日から都道府県に変更になっています。制度適用のために必要な書類の提出や手続の相談につき、申請企業の主たる事務所が所在している都道府県の担当課までお問い合わせください。

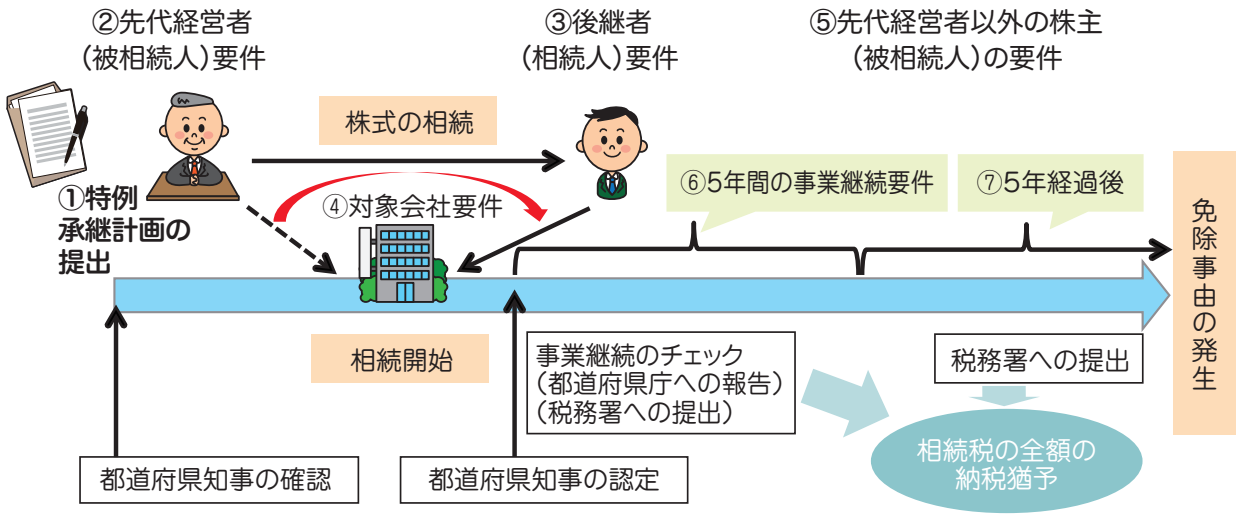
1 法人税率の軽減
2 欠損金の繰越控除
3 欠損金の繰戻還付
4 交際費課税の特例
5 固定資産税・都市計画税の減免措置
6 生産性向上特別措置法による支援
7 中小企業経営強化税制
8 中小企業投資促進税制
9 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
10 少額減価償却資産の特例
11 地域未来投資促進税制
12 中小企業防災・減災投資促進税制
13 省エネ再エネ高度化投資促進税制
14 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
15 研究開発税制
16 オープンイノベーション促進税制
17 所得拡大促進税制
18 事業承継税制
19 登録免許税・不動産取得税の特例
20 消費税の特例

先代経営者に相続があった場合の特例措置

非上場会社の株式等に係る相続税の納税猶予及び免除制度の特例

後継者が、相続により非上場会社の株式等を取得し、一定の要件を満たす場合（次ページ参照。）には、非上場株式等に係る相続税の全額の納税が猶予され、その後一定の事由が生じた場合には、免除されます。

相続税の納税猶予及び免除制度の概要



認定を受けるまでの手続きの流れ

提出先		
都道府県庁	特例承継計画の策定 確認申請	●会社が作成し、認定支援機関が所見を記載。 ※「特例承継計画」は、当該会社の後継者や承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。 ●令和5年3月31日まで提出可能。 ※令和5年3月31日までに相続が開始した場合、相続後に承継計画を提出することも可能。
	相続の開始	
	認定申請	●相続の開始の日の翌日から8か月以内に申請。 ●特例承継計画を添付。
税務署	税務署へ申告	●認定書の写しとともに、相続税の申告書等を提出。

認定を受けた後の手続きの流れ

提出先		
税務署 都道府県庁	申告期限後5年間	●都道府県庁へ「年次報告書」を提出（年1回）。 ●税務署へ「継続届出書」を提出（年1回）。
	5年経過後 実績報告	●雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定支援機関から指導・助言を受ける。
	6年目以降	●税務署へ「継続届出書」を提出（3年に1回）。

相続税の納税猶予及び免除の特例についての要件説明

①特例承継計画の提出

・事業承継税制（特例）の適用を受けるためには、平成３０年４月１日から令和５年３月３１日までに特例承継計画を都道府県庁に提出し、確認を受ける必要があります。
特例承継計画には、後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継時までの経営見通しや承継後5年間の事業計画等を記載し、その内容について認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受ける必要があります。

②先代経営者（被相続人）要件

・会社代表者であったこと
・相続の開始の直前において、先代経営者と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族関係者内（後継者を除く）で筆頭株主であったこと
・特例承継計画に記載された先代経営者であること　等

③後継者（相続人）要件

・相続開始の直前において対象会社の役員（先代経営者の親族以外の方も適用されます）であること
・相続の開始後、後継者と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主となること
・相続開始の日の翌日から5月を経過する日において、会社の代表者であること
・特例承継計画に記載された後継者であること　等

④対象会社要件

・中小企業であること
中小企業とは下の表の資本金又は従業員数のいずれかの要件を満たしている企業です。

業種目	資本金	従業員数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
製造業のうちゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
サービス業のうち旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

・上場会社、風俗営業会社に該当しないこと
・資産保有型会社等（自ら使用していない不動産等が70%以上ある会社やこれらの特定の資産の運用収入が75%以上の会社）ではないこと
※ただし、一定の事業実態要件（従業員数、店舗事務所の有無、事業内容等）を満たしている場合には、資産管理会社に該当しないものとみなされます。

⑤先代経営者以外の株主（被相続人）の要件

・先代経営者からの贈与又は相続以後に、相続が発生した者であること（先代経営者からの贈与又は相続に係る認定の有効期間内に、当該相続に係る相続税申告期限が到来する場合に限ります。）。

⑥事業継続要件

納税猶予を継続するためには、以下に示す要件を満たす必要があります（○：要件を満たす必要がある、－：要件を満たす必要がない）。要件を満たさなくなった場合、猶予されていた納税額を納付しなければなりません。

要件	5年間	5年経過後
後継者が会社の代表者であること	○	－
雇用の８割以上を５年間平均で維持すること	○※	－
後継者が筆頭株主であること	○	－
上場会社、風俗営業会社に該当しないこと	○	－
猶予対象となった株式を継続保有していること	○	○
資産保有型会社等に該当しないこと	○	○

※雇用が8割を下回った場合でも、その理由を報告し、都道府県知事の確認を受ければ納税猶予を継続することができます。

⑦猶予されている相続税額が免除となるケース

以下の場合等には、猶予されている相続税額のうち全部又は一部が免除されます。（免除に関する詳細は、最寄りの税務署にお問合せください。）
・後継者（相続人）が死亡した場合
・5年経過後に、会社が破産又は特別清算した場合
・5年経過後に、後継者が猶予継続贈与(47ページ参照)を行った場合
・5年経過後に、株式の譲渡又は廃業を行い、その際の株価が相続時よりも低くなっていた場合　等

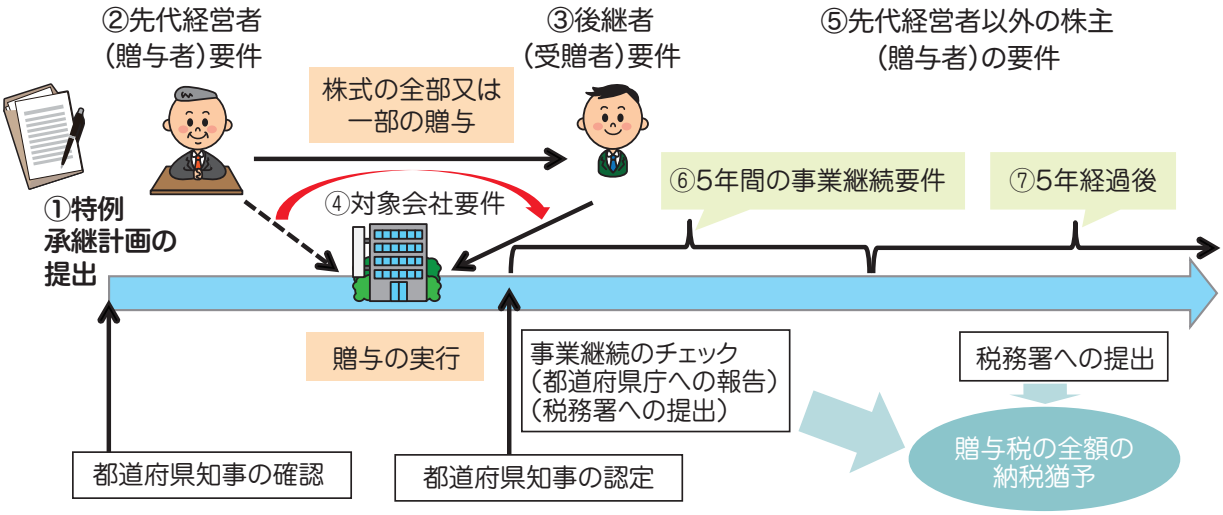
事業承継税制

先代経営者から贈与があった場合の特例措置

非上場会社の株式等に係る贈与税の納税猶予及び免除制度の特例

後継者が、先代経営者から一定以上の自社株式等の贈与を受け、一定の要件を満たす場合（次ページ参照。）には、非上場株式等に係る贈与税の全額の納税が猶予され、その後一定の事由が生じた場合には、免除されます。

贈与税の納税猶予及び免除制度の概要



認定を受けるまでの手続きの流れ

提出先		
都道府県庁	特例承継計画の策定 確認申請	●会社が作成し、認定支援機関が所見を記載。 ※「特例承継計画」とは、当該会社の後継者や承継後の経営計画等が記載されたものをいいます。 ●令和5年3月31日まで提出可能。 ※令和5年3月31日までに贈与を行う場合、贈与後に承継計画を提出することも可能。
	贈与の実行	
	認定申請	●贈与の翌年１月１５日までに申請。 ●特例承継計画を添付。
税務署	税務署へ申告	●認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。 ●相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、その旨を明記。

認定を受けた後の手続きの流れ

提出先		
税務署 都道府県庁	申告期限後5年間	●都道府県庁へ「年次報告書」を提出（年１回）。 ●税務署へ「継続届出書」を提出（年１回）。
	5年経過後 実績報告	●雇用が５年平均８割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定支援機関から指導・助言を受ける。
	6年目以降	●税務署へ「継続届出書」を提出（３年に１回）。

贈与税の納税猶予及び免除の特例についての要件説明

★印のついた項目は相続税の納税猶予制度との相違点です。

①特例承継計画の提出

・事業承継税制（特例）の適用を受けるためには、平成３０年４月１日から令和５年３月３１日までに特例承継計画を都道府県庁に提出し、確認を受ける必要があります。
　特例承継計画には、後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継時までの経営見通しや承継後５年間の事業計画等を記載し、その内容について認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受ける必要があります。

②先代経営者（贈与者）要件

・会社代表者であったこと
★贈与時までに、代表者を退任すること（有給役員として残ることは可能）
・贈与の直前において、先代経営者と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内（後継者を除く）で筆頭株主であったこと
・特例承継計画に記載された先代経営者であること　等

③後継者（受贈者）要件

・会社の代表者（先代経営者の親族外の方も適用されます）であること
★20歳以上、かつ役員就任から３年以上経過していること
・贈与後後継者と同族関係者（親族等）で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主となること
・特例承継計画に記載された後継者であること　等

④対象会社要件

・中小企業であること（P44参照）
・上場会社、風俗営業会社に該当しないこと
・資産保有型会社等（自ら使用していない不動産等が70%以上ある会社やこれらの特定の資産の運用収入が75%以上の会社）ではないこと
※ただし、一定の事業実態要件（従業員数、店舗事務所の有無、事業内容等）を満たしている場合には、資産管理会社に該当しないものとみなされます。

⑤先代経営者以外の株主（贈与者）の要件

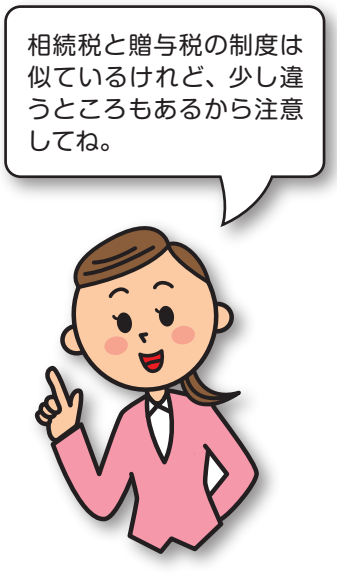
・先代経営者からの贈与又は相続以後に、贈与を行った者であること（先代経営者からの贈与又は相続に係る認定の有効期間内に、当該贈与に係る贈与税申告期限が到来する場合に限ります。）。
・会社の代表者でないこと。

⑥事業継続要件

　納税猶予を継続するためには、以下に示す要件を満たす必要があります（○：要件を満たす必要がある、－：要件を満たす必要がない）。要件を満たさなくなった場合、猶予されていた納税額を納付しなければなりません。

要件	5年間	5年経過後
後継者が会社の代表者であること	○	－
雇用の８割以上を５年間平均で維持すること	○※	－
後継者が筆頭株主であること	○	－
上場会社、風俗営業会社に該当しないこと	○	－
猶予対象となった株式を継続保有していること	○	○
資産保有型会社等に該当しないこと	○	○

※雇用が8割を下回った場合でも、その理由を報告し、都道府県知事の確認を受ければ納税猶予を継続することができます。



⑦猶予されている贈与税額が免除となるケース

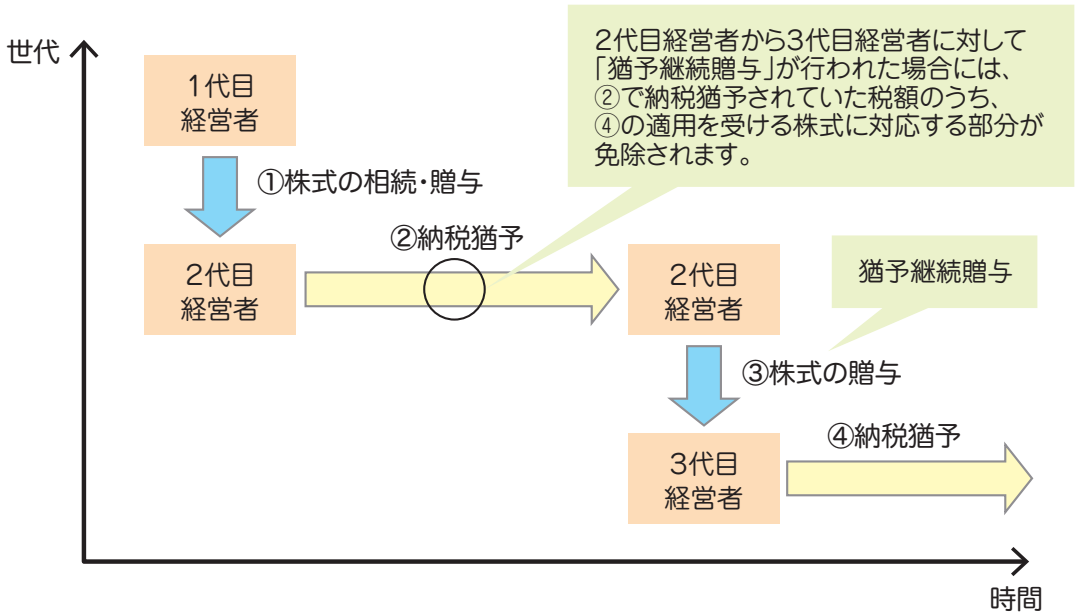
　以下の場合には、全部又は一部の猶予されている贈与税額が免除されます。
（免除に関する詳細は、最寄りの税務署にお問合せください。）
・後継者（受贈者）、先代経営者（贈与者）が死亡した場合
・5年経過後に、会社が破産又は特別清算した場合
・5年経過後に、後継者が猶予継続贈与(P47参照)を行った場合
・5年経過後に、株式の譲渡又は廃業を行い、その際の株価が贈与時よりも低くなっていた場合　等

事業承継税制

1 法人税率の軽減
2 欠損金の繰越控除
3 欠損金の繰戻還付
4 交際費課税の特例
5 固定資産税・都市計画税の減免措置
6 生産性向上特別措置法による支援
7 中小企業経営強化税制
8 中小企業投資促進税制
9 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
10 少額減価償却資産の特例
11 地域未来投資促進税制
12 中小企業防災・減災投資促進税制
13 省エネ再エネ高度化投資促進税制
14 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
15 研究開発税制
16 オープンイノベーション促進税制
17 所得拡大促進税制
18 事業承継税制
19 登録免許税・不動産取得税の特例
20 消費税の特例

猶予継続贈与

5年経過後に、後継者が「猶予継続贈与」を行った場合、後継者の納税猶予税額が免除されます。（相続税、贈与税共に）



※猶予継続贈与とは、上記①～④が行われた場合の③の贈与をいいます。

通常、事業承継税制を活用した株式を贈与又は譲渡した場合、猶予されていた相続税又は贈与税を納税する必要があります。ただし、上記図の猶予継続贈与がなされた場合、猶予されていた相続税又は贈与税が免除されます。

「猶予継続贈与」とは、納税猶予を受けている後継者（２代目経営者）が、株式を次の後継者（３代目経営者）に贈与し、その後継者（３代目経営者）が納税猶予を受ける場合における贈与をいいます（上記図③参照）。

後継者（２代目経営者）の納税猶予税額のうち、次の後継者（３代目経営者）が納税猶予を受ける株式に対応する部分が免除されます。

問い合わせ先

各県庁担当窓口へお問い合わせください。

CHECK!!

合併、会社分割、事業譲渡の場合の登録免許税・不動産取得税の軽減制度についてはＰ６１をご確認ください。

1 法人税率の軽減
2 欠損金の繰越控除
3 欠損金の繰戻還付
4 交際費課税の特例
5 固定資産税・都市計画税の減免措置
6 生産性向上特別措置法による支援
7 中小企業経営強化税制
8 中小企業投資促進税制
9 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
10 少額減価償却資産の特例
11 地域未来投資促進税制
12 中小企業防災・減災投資促進税制
13 省エネ再エネ高度化投資促進税制
14 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
15 研究開発税制
16 オープンイノベーション促進税制
17 所得拡大促進税制
18 事業承継税制
19 登録免許税・不動産取得税の特例
20 消費税の特例

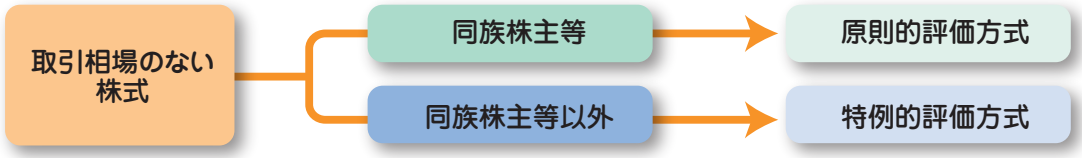
「取引相場のない株式」の評価方法

中小企業の事業承継における相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度の活用に当たっては、自社の非上場株式の価値を評価する必要があります。

非上場の中小企業の株式は「取引相場のない株式」です。「取引相場のない株式」とは、上場株式及び気配相場等のある株式以外の株式をいいます。

評価上の区分

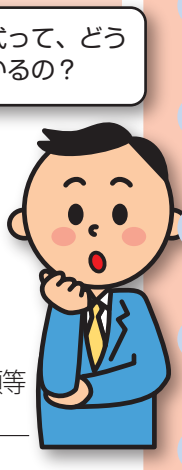
「取引相場のない株式」の評価方法は、その株式を取得した者によって異なります。同族株主等が取得した場合は原則的評価方式で評価し、それ以外の者が取得した場合は特例的評価方式（配当還元方式）で評価します。



同族株主とは、議決権割合が30%以上であるグループ（株主とその株主の同族関係者）に属している株主をいいます。同族株主以外にも、議決権割合が15%以上であるグループに属している一定の株主が取得する場合も原則的評価方式が適用されます。

原則的評価方式

原則的評価方式には、類似業種比準方式と純資産価額方式があります。



類似業種比準方式

1株当たり類似業種比準価額＝（1株当たりの資本金等の額を50円として計算した金額）

$$\text{類似業種の株価} \times \frac{\dfrac{\text{評価会社の配当}}{\text{類似業種の配当}} + \dfrac{\text{評価会社の利益}}{\text{類似業種の利益}} + \dfrac{\text{評価会社の簿価純資産}}{\text{類似業種の簿価純資産}}}{3} \times 0.7^{(注)}$$

(注)中企業の場合は0.6、小企業の場合は0.5

純資産価額方式

$$\text{1株当たりの純資産価額} = \frac{\text{相続税評価額による総資産価額} - \text{負債の合計額} - \text{評価差額に対する法人税額等相当額}(注)}{\text{発行済株式数}}$$

(注)相続税評価額と帳簿価額による純資産価額の差額の37%相当額ですが、マイナスとなる場合は「0」で計算します。

特例的評価方式

特例的評価方式は、配当還元方式になります。配当還元方式とは、過去２年間の平均配当金額を10%の利率で割り戻して、株式の価額を求める方式です。同族株主以外の株主及び同族株主のうち一定の少数株式所有者が取得した株式については、会社の規模にかかわらず配当還元方式によって評価をします。

配当還元価額方式

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額}(注)}{10\%} \times \frac{\text{その株式の１株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

$$(注)\text{年配当金額} = \frac{\text{直前期末以前２年間の配当金額}}{2} \div \text{1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数}$$

(注)年配当金額が2円50銭未満となる場合、又は無配の場合は２円50銭とします。

事業承継税制

会社の規模による区分と評価方式

原則的評価方式で評価する場合には、会社の規模に応じて、下記の表の「原則」と記載のある評価方式を用います。ただし、納税者の選択によって「例外」と記載のある評価方式を用いることもできます。

会社の規模		類似業種比準方式	併用方式	純資産価額方式
大会社		原則	—	例外
中会社	大	—	原則：類似業種比準価額 ×90% ＋1 株当たりの純資産価額 ×10%	例外
	中	—	原則：類似業種比準価額 ×75% ＋1 株当たりの純資産価額 ×25%	例外
	小	—	原則：類似業種比準価額 ×60% ＋1 株当たりの純資産価額 ×40%	例外
小会社		—	例外：類似業種比準価額 ×50% ＋1 株当たりの純資産価額 ×50%	原則

会社規模判定表

従業員数70人以上 → **大会社**

従業員数70人未満 → **下記の表により会社規模判定**

総資産価額（帳簿価額）			従業員数	年間の取引金額			会社の規模とLの割合
卸売業	小売・サービス業	卸業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸業、小売・サービス業以外	
20 億円以上	15 億円以上	15 億円以上	35 人超	30 億円以上	20 億円以上	15億円以上	大会社
4 億円以上	5 億円以上	5 億円以上	35 人超	7 億円以上	5 億円以上	4 億円以上	中会社の大
2 億円以上	2.5 億円以上	2.5 億円以上	20人超 35 人以下	3.5 億円以上	2.5 億円以上	2 億円以上	中会社の中
7,000 万円以上	4,000 万円以上	5,000 万円以上	5 人超 20 人以下	2 億円以上	6,000 万円以上	8,000 万円以上	中会社の小
7,000 万円未満	4,000 万円未満	5,000 万円未満	5 人以下	2 億円未満	6,000 万円未満	8,000 万円未満	小会社
（イ）			（ロ）	（ハ）			

① 総資産価額基準〔イ〕と従業員数基準〔ロ〕とのいずれか下位の区分を採用します。

② ①と取引金額基準〔ハ〕のいずれか上位の区分により会社規模を判定します。

※国税庁のＨＰで、類似業種比準方式により評価する場合に必要となる業種目別の1 株当たりの配当金額、利益金額、純資産価額及び株価が各年毎に掲載されていますので、御参照ください。

https://www.nta.go.jp/

1 法人税率の軽減
2 欠損金の繰越控除
3 欠損金の繰戻還付
4 交際費課税の特例
5 固定資産税・都市計画税の減免措置
6 生産性向上特別措置法による支援
7 中小企業経営強化税制
8 中小企業投資促進税制
9 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
10 少額減価償却資産の特例
11 地域未来投資促進税制
12 中小企業防災・減災投資促進税制
13 省エネ再エネ高度化投資促進税制
14 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
15 研究開発税制
16 オープンイノベーション促進税制
17 所得拡大促進税制
18 事業承継税制
19 登録免許税・不動産取得税の特例
20 消費税の特例

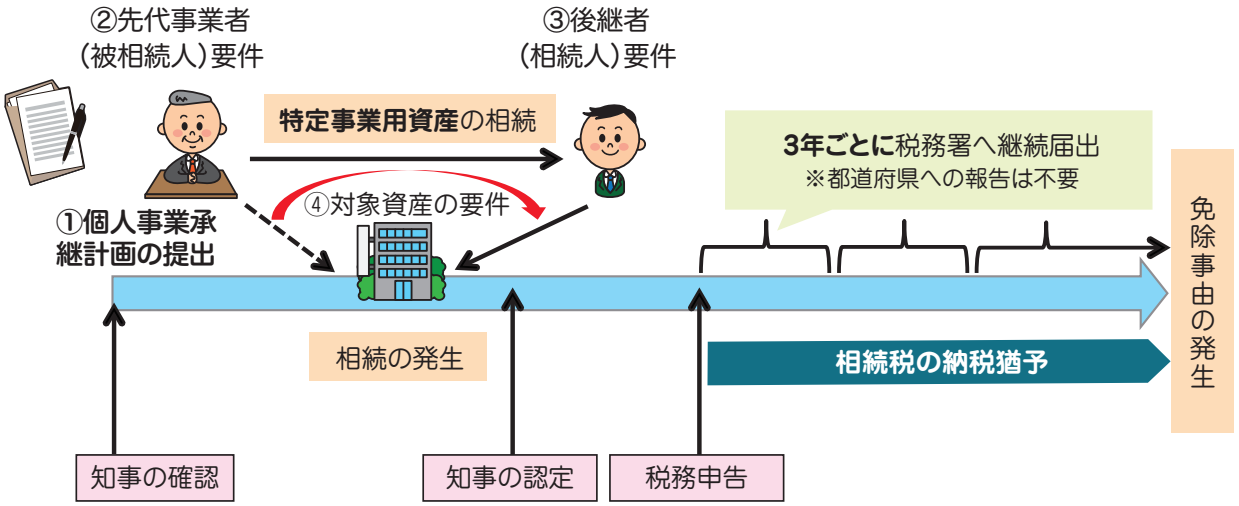
先代事業者に相続があった場合

個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予及び免除制度

後継者が相続により特定事業用資産を取得し、一定の要件を満たす場合には、特定事業用資産に係る相続税の全額の納税が猶予され、その後一定の事由が生じた場合には、免除されます。

なお、個人版事業承継税制と特定事業用の小規模宅地等の特例とは選択適用になります。

相続税の納税猶予及び免除制度の概要



認定を受けるまでの手続きの流れ

提出先		
都道府県庁	個人事業承継計画の策定 確認申請	●後継者が作成し、認定支援機関が所見を記載。 ※「個人事業承継計画」は、当該事業の後継者や承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。 ●令和6年3月31日まで提出可能。 ※令和6年3月31日までに相続が開始した場合、相続後に承継計画を提出することも可能。
	相続の開始	
	認定申請	●相続の開始の日の翌日から８か月以内に申請。 ●個人事業承継計画を添付。
税務署	税務署へ申告	●認定書の写しとともに、相続税の申告書等を提出。

認定を受けた後の手続きの流れ

提出先		
税務署	税務申告後	●税務署へ継続届出書を提出（3年に一回） ※法人版と異なり、都道府県への報告は不要。

事業承継税制

相続税の納税猶予及び免除についての要件説明

①個人事業承継計画の提出

・個人版事業承継税制の適用を受けるためには、平成３１年４月１日から令和６年３月３１日までに個人事業承継計画を都道府県庁に提出し、確認を受ける必要があります。
個人事業承継計画には、後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継時までの経営見通しや承継後の事業計画等を記載し、その内容について認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受ける必要があります。

②先代事業者（被相続人）要件

・相続年、その前年、その前々年において、青色申告書（６５万円控除）を提出していたこと
・特定事業用資産に係る事業が資産管理事業・性風俗関連特殊営業に該当しないこと　等

③後継者（相続人）要件

・相続開始の直前において特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に係る業務に従事していたこと
・青色申告の承認を受けていること又は受ける見込みであること
・開業の届出を提出していること
・特定事業用資産の全てを取得し、納税猶予の適用を受けようとする資産を引き続き有し、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること
・個人事業承継計画に記載された後継者であること等　等

④対象資産（特定事業用資産）の要件

・「特定事業用資産」とは、先代事業者の事業（※１）の用に供されていた次に掲げる資産で、先代事業者の相続開始の年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているもの（※２、3）をいいます。
※１ 不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業を除きます。
※２ 先代事業者と生計を一にする親族が所有し、かつ、先代事業者が事業の用に供していたものを含みます。
※３ 事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、事業の用に供されていた部分に限ります。

なお、宅地等のうち納税猶予の対象となる面積は400㎡まで、建物のうち納税猶予の対象となる床面積は800㎡までとなりますが、経営承継円滑化法の認定上は面積制限はありません。

【対象となる資産の範囲】
１．宅地等
相続の直前において先代事業者の事業の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で、建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち、棚卸資産に該当しないもの
２．建物
相続の直前において先代事業者の事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しないもの
３．減価償却資産
・固定資産税（償却資産）が課税される償却資産（建物附属設備、構築物、機械装置、器具備品、船舶など）
・自動車税又は軽自動車税において、営業用の標準税率が適用される自動車
・その他上記に準ずるもの（貨物運送用の一定の自動車、乳牛等の生物、特許権等の無形減価償却資産）

⑤猶予されている相続税額を納税する必要がある主なケース

次に掲げる事由に該当した場合、猶予されていた納税額を納付しなければなりません。

要件
承継した事業を廃止した場合（転業した場合を除きます）
資産管理事業及び性風俗関連特殊営業に該当した場合
特例事業用資産（※）に係る事業所得の総収入金額が零となった場合
青色申告の承認が取り消された場合
青色申告の承認の申請が却下された場合
特例事業用資産が事業の用に供されなくなった場合（陳腐化等による廃棄、一定の買換えを除きます）

※特定事業用資産のうち相続税の納税猶予制度の適用を受ける資産を特例事業用資産と言います。

⑥猶予されている相続税額が免除となるケース

以下の場合等には、猶予されている相続税額のうち全部又は一部が免除されます。（免除に関する詳細は、最寄りの税務署にお問合せください。）
・後継者（相続人）が死亡した場合
・後継者（相続人）が破産した場合
・後継者（相続人）が重度の障害、疾病その他のやむを得ない事情により事業を継続することができなくなった場合
・5年経過後に、後継者（相続人）が猶予継続贈与を行った場合　等

問い合わせ先

経営承継円滑化法の認定に関するご質問は、各都道府県庁の担当窓口へお問い合わせください。
納税猶予制度に関するご質問は、最寄りの税務署又は税理士等の専門家へお問い合わせください。

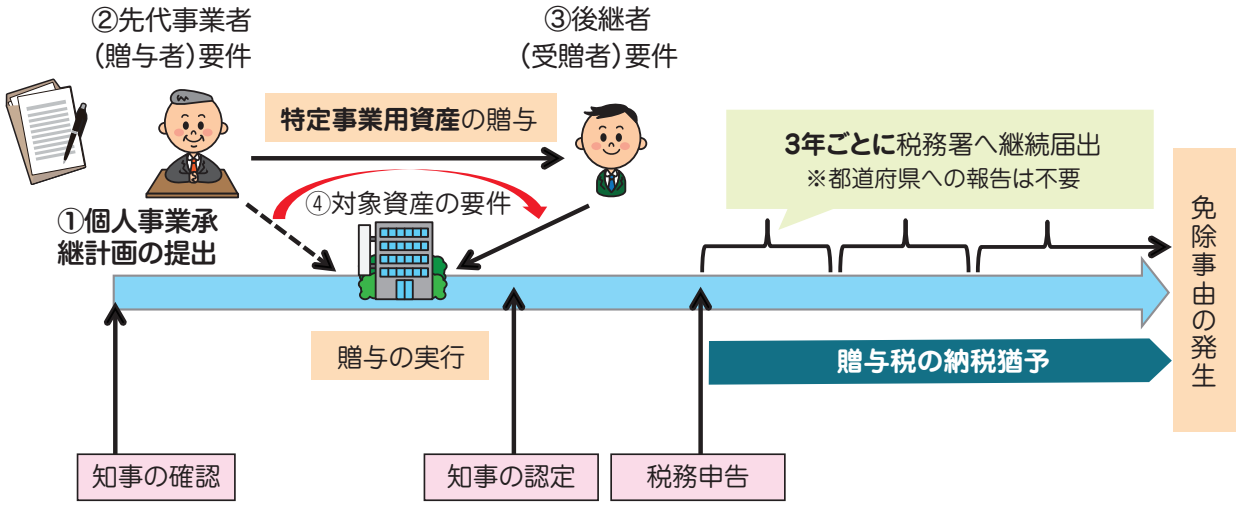
1 法人税率の軽減
2 欠損金の繰越控除
3 欠損金の繰戻還付
4 交際費課税の特例
5 固定資産税・都市計画税の減免措置
6 生産性向上特別措置法による支援
7 中小企業経営強化税制
8 中小企業投資促進税制
9 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
10 少額減価償却資産の特例
11 地域未来投資促進税制
12 中小企業防災・減災投資促進税制
13 省エネ再エネ高度化投資促進税制
14 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
15 研究開発税制
16 オープンイノベーション促進税制
17 所得拡大促進税制
18 事業承継税制
19 登録免許税・不動産取得税の特例
20 消費税の特例

先代事業者から贈与があった場合

個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予及び免除制度

後継者が贈与により特定事業用資産を取得し、一定の要件を満たす場合には、特定事業用資産に係る贈与税の全額の納税が猶予され、その後一定の事由が生じた場合には、免除されます。

贈与税の納税猶予及び免除制度の概要



認定を受けるまでの手続きの流れ

提出先		
都道府県庁	個人事業承継計画の策定 確認申請	●後継者が作成し、認定支援機関が所見を記載。 ※「個人事業承継計画」は、当該事業の後継者や承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。 ●令和6年3月31日まで提出可能。 ※令和6年3月31日までにに贈与を行う場合、贈与後に承継計画を提出することも可能。
	贈与の実行	
	認定申請	●贈与の翌年1月15日までに申請。 ●個人事業承継計画を添付。
税務署	税務署へ申告	●認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。

認定を受けた後の手続きの流れ

提出先		
税務署	税務申告後	●税務署へ継続届出書を提出(3年に一回) ※法人版と異なり、都道府県への報告は不要。

事業承継税制

贈与税の納税猶予及び免除についての要件説明

★印のついた項目は相続税の納税猶予制度との相違点です。

①個人事業承継計画の提出

・個人版事業承継税制の適用を受けるためには、平成３１年４月１日から令和６年３月３１日までに個人事業承継計画を都道府県庁に提出し、確認を受ける必要があります。
個人事業承継計画には、後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継時までの経営見通しや承継後の事業計画等を記載し、その内容について認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受ける必要があります。

②先代事業者（贈与者）要件

・贈与年、その前年、その前々年において、青色申告書（６５万円控除）を提出していたこと
・特定事業用資産に係る事業が資産管理事業・性風俗関連特殊営業に該当しないこと
★廃業の届出を提出していること　等

③後継者（受贈者）要件

★贈与時に20歳以上であり、贈与の日まで引き続き3年以上特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に係る業務に従事していたこと
・青色申告の承認を受けていること
・開業の届出を提出していること
・特定事業用資産の全てを取得し、納税猶予の適用を受けようとする資産を引き続き有し、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること
・個人事業承継計画に記載された後継者であること　等

④対象資産（特定事業用資産）の要件

・「特定事業用資産」とは、先代事業者の事業（※１）の用に供されていた次に掲げる資産で、先代事業者の贈与の年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているもの（※２、3）をいいます。
※１ 不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業を除きます。
※２ 先代事業者と生計を一にする親族が所有し、かつ、先代事業者が事業の用に供していたものを含みます。
※３ 事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、事業の用に供されていた部分に限ります。
なお、宅地等のうち納税猶予の対象となる面積は400㎡まで、建物のうち納税猶予の対象となる床面積は800㎡までとなりますが、経営承継円滑化法の認定上は面積制限がありません。

【対象となる資産の範囲】
１．宅地等
贈与の直前において先代事業者の事業の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で、建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち、棚卸資産に該当しないもの
２．建物
贈与の直前において先代事業者の事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しないもの
３．減価償却資産
・固定資産税（償却資産）が課税される償却資産（建物附属設備、構築物、機械装置、器具備品、船舶など）
・自動車税又は軽自動車税において、営業用の標準税率が適用される自動車
・その他上記に準ずるもの（貨物運送用の一定の自動車、乳牛等の生物、特許権等の無形減価償却資産）

⑤猶予されている贈与税額を納税する必要がある主なケース

次に掲げる事由に該当した場合、猶予されていた納税額を納付しなければなりません。

要件
承継した事業を廃止した場合（転業した場合を除きます）
資産管理事業及び性風俗関連特殊営業に該当した場合
特例受贈事業用資産（※）に係る事業所得の総収入金額が零となった場合
青色申告の承認が取り消された場合
特例受贈事業用資産が事業の用に供されなくなった場合（陳腐化等による廃棄、一定の買換えを除きます）

※特定事業用資産のうち贈与税の納税猶予制度の適用を受ける資産を特例受贈事業用資産と言います。



⑥猶予されている贈与税額が免除となるケース

以下の場合等には、猶予されている贈与税額のうち全部又は一部が免除されます。
（免除に関する詳細は、最寄りの税務署にお問合せください。）
・後継者（受贈者）が死亡した場合
・後継者（受贈者）が破産した場合
・後継者（受贈者）が重度の障害、疾病その他のやむを得ない事情により事業を継続することができなくなった場合
・5年経過後に、後継者（受贈者）が猶予継続贈与を行った場合　等

土地等の相続があった場合の特例措置

小規模宅地等の特例

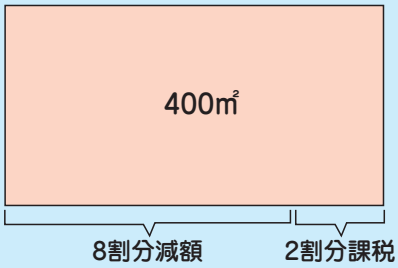
一定の宅地等（相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等）を相続した場合には、その宅地等については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、相続税の課税価格から一定の割合を減額する制度です。

宅地等		減額される割合	適用対象限度面積
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	特定事業用（貸付事業以外）	80%	400㎡
	特定同族会社事業用	80%	400㎡
	貸付事業用	50%	200㎡
特定居住用		80%	330㎡

※宅地等とは、宅地及び借地権をいいます。

特定事業用宅地等の特例

特定事業用宅地等（申告期限まで事業を継続すること等の条件があります）は、400㎡まで評価額の80%が減額されます。また、一定の要件を満たす同族会社の事業を承継する場合（特定同族会社事業用宅地等）についても同様の減額があります。なお、個人版事業承継税制と特定事業用宅地等の特例は選択適用となります。



【計算例】

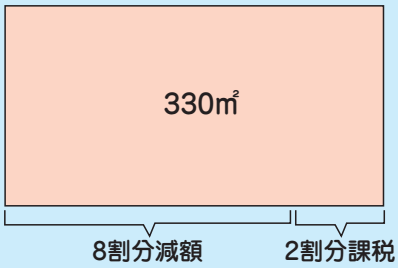
相続する土地の面積は400㎡で、被相続人が事業用として使っていました。その土地の評価額（路線価）は1億円です。この場合、特例を使った相続税の課税価格はいくらになりますか？

（減額される額）　1億円 × $\frac{400㎡}{400㎡}$ × 80% ＝ 8,000万円

（相続税の課税価格）　1億円 − 8,000万円 ＝ 2,000万円

特定居住用宅地等の特例

特定居住用宅地等（申告期限まで居住を継続すること等の条件があります）は、330㎡まで評価額の80%が減額されます。



【計算例】

相続する土地の面積は400㎡で、被相続人が居住用として使っていました。その土地の評価額（路線価）は1億円です。この場合、特例を使った相続税の課税価格はいくらになりますか？

（減額される額）　1億円 × $\frac{330㎡}{400㎡}$ × 80% ＝ 6,600万円

（相続税の課税価格）　1億円 − 6,600万円 ＝ 3,400万円

条文

○小規模宅地等の特例
　租税特別措置法第69条の４（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）

19 経営強化法による支援 登録免許税・不動産取得税の特例

個人事業主　法　人

～M&Aを通じた社外への事業承継を支援します～

制度の概要

本制度は、他者から事業承継を行うために、合併、会社分割及び事業譲渡を実施する場合に、不動産の権利移転等に際して生じる登録免許税・不動産取得税を軽減するものです。

適用対象者

中小企業者等であって、他の中小企業者等から合併、会社分割又は事業譲渡により事業を承継することを内容に含む経営力向上計画を策定した上、当該計画につき中小企業等経営強化法第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の認定を受けたもの

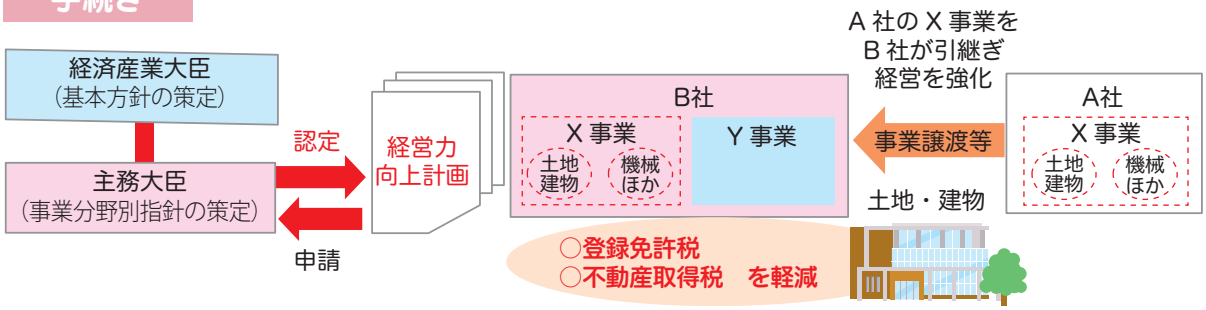
適用期間

令和 4 年 3 月 31 日までに中小企業等経営強化法の認定を受けていること

対象資産

他の中小企業者等から合併、会社分割又は事業譲渡により取得する土地・建物

手続き



(1)　**経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。**

他の中小企業者との間で合併、会社分割又は事業譲渡を行った上で、引き継いだ事業に関する経営力向上を行うことを内容とする経営力向上計画を策定した上、主務大臣に申請し、認定を受けてください。

(2)　**合併等の実行**

主務大臣の認定を受けた後、合併、会社分割又は事業譲渡を行ってください。なお、登記申請の際、主務大臣名義の証明書を添付して申請する必要があります。

＜登録免許税の税率＞

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の所有権移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0%※	1.6%

※　平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

＜不動産取得税の課税標準の特例＞

	通常税率	計画認定時の課税標準（事業譲渡の場合※2）
土地 住宅	3.0%※1	1/6減額相当 （税率にすると2.5%）
住宅以外の家屋	4.0%	1/6減額相当 （税率にすると3.3%）

※1　令和3年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。（住宅以外の建物を取得した場合は4.0%）

※2　合併・一定の会社分割の場合は非課税

問い合わせ先

＜事業承継等に係る特例について＞
中小企業庁事業環境部財務課　電話：03-3501-5803

＜経営力向上計画について＞
中小企業庁事業環境部企画課　電話：03-3501-1957

条文

租税特別措置法第80条第3項（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）【登録免許税】
地方税法附則第11条第15項（不動産取得税の課税標準の特例）【不動産取得税】

20 消費税の特例

(1)事業者免税点制度
～消費税の納税義務が免除されます～

制度の概要

国内で課税対象となる取引を行った事業者は、消費税の納税義務者（課税事業者）となります。ただし、その課税期間の基準期間における課税売上高が１，０００万円以下である場合、その課税期間に行った課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます（免税事業者）。

個人事業者の場合の基準期間と課税期間



※平成30年の課税売上高が1,000万円を超える場合、令和2年は課税事業者となります。

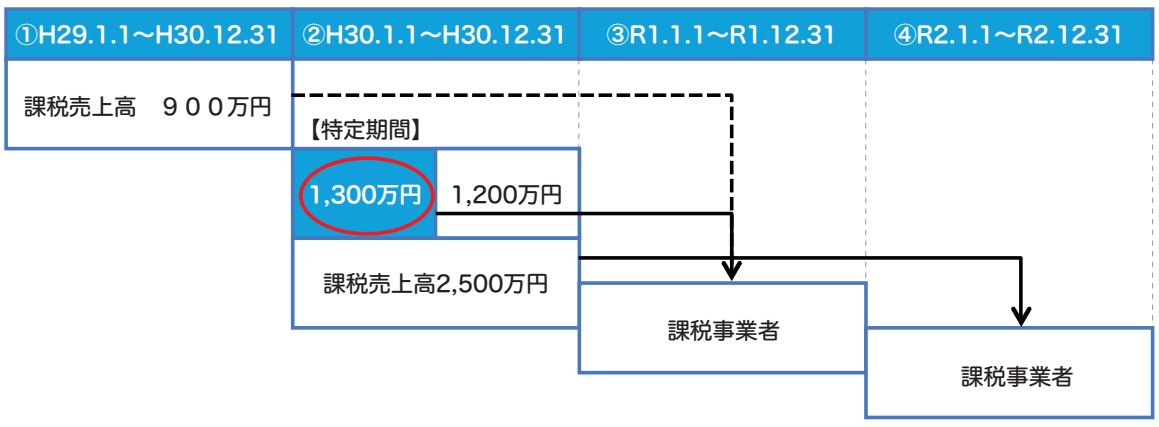
CHECK!!

基準期間とは、消費税の納税義務が免除されるか、あるいは簡易課税制度（次ページ参照）を適用できるかどうかを判断する基準となる期間をいいます。原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度となります。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（※）の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当該課税期間から課税事業者となります。

※特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則としてその事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。

特定期間による事業者免税点制度（消費税法9の2①）



②の課税期間の６か月間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えると、③の課税期間においては課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払い額の合計を用いて判定することもできます。

1 法人税率の軽減
2 欠損金の繰越控除
3 欠損金の繰戻還付
4 交際費課税の特例
5 固定資産税・都市計画税の減免措置
6 生産性向上特別措置法による支援
7 中小企業経営強化税制
8 中小企業投資促進税制
9 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
10 少額減価償却資産の特例
11 地域未来投資促進税制
12 中小企業防災・減災投資促進税制
13 省エネ再エネ高度化投資促進税制
14 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
15 研究開発税制
16 オープンイノベーション促進税制
17 所得拡大促進税制
18 事業承継税制
19 登録免許税・不動産取得税の特例
20 消費税の特例

(2)消費税の簡易課税制度
～消費税の申告・納付にかかる事務負担を軽減します～

制度の概要

簡易課税制度とは、申告・納付する消費税額について課税売上高を基に計算できる制度です。課税期間の課税標準額に対する消費税額に「みなし仕入れ率」を乗じて仕入税額控除額を計算します。

簡易課税制度の適用を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

適用要件

要件１	課税事業者の基準期間（※）における課税売上高が5,000万円以下であること
要件２	「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に納税地の税務署に提出していること

※基準期間とは、簡易課税制度の適用可否を判断する基準となる期間のことで、法人は前々事業年度、個人事業者は前々年（１月～12月）です。

CHECK!!

簡易課税制度の適用を受けるには、適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の税務署に提出しなければなりません。相続により事業を承継した場合、被相続人が提出していた「消費税簡易課税制度選択届出書」の届出の効力は、相続人には及びません。このため、相続人がこの特例の適用を受けるかどうかは、その相続人の選択によります。簡易課税制度の適用を引き続き受けたい場合は、その課税期間中に改めて届出を行います。

簡易課税制度の仕入控除税額の計算

（１種類の事業のみを営む場合）

仕入控除税額 ＝ 課税標準額に対する消費税額（売上対価の返還等に係る消費税の合計額を控除した残額） × みなし仕入率

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業（他の者から購入した商品をその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業）	90%
第二種事業	小売業（他の者から購入した商品をその性質、形状を変更しないで消費者に販売する事業）	80%
第三種事業	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業及び第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種事業	運輸通信業、金融・保険業、サービス業	50%
第六種事業	不動産業	40%

消費税軽減税率対策については下記を御参照ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2019/190329zeiseikaisei2.pdf

税制に関する窓口及び相談機関

①国税に関する窓口及び相談機関

国税庁及び全国１２の国税局（事務所）に税務相談室が設置されており、国税に関する質問又は相談に応じています。

質問等には決まった手続や形式はなく、口頭でも電話でも差し支えありません。

■国税庁のホームページ
https://www.nta.go.jp/
⇒各種手続の概要・届出書等の様式などが掲載されています。

②地方税に関する窓口及び相談機関

都道府県や市町村においても、税の相談に応じていますので、各自治体にお問い合わせください。

より詳しく知りたい方へ

本パンフレットでご紹介した中小企業税制をご活用される場合には、各種中小企業支援のための法律の申請等が必要となる場合もありますので、下記のホームページに掲載されている各種パンフレットや手引書等も、併せて参考にしてください。

（1）中小企業庁ホームページ

https://www.chusho.meti.go.jp/
中小企業関連税制のほか、中小企業支援施策について掲載しています。

（2）ミラサポホームページ

https://www.mirasapo.jp/

（3）経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/
経済産業省の施策全般について掲載しています。

本パンフレットに掲載されている税制について不明な点などがございましたら、各項目に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

今後とも、より一層皆様にとって活用しやすいパンフレットの作成に努めて参りますので、本パンフレットについてお気づきの点などがございましたら、下記までご連絡いただければ幸いです。

中小企業庁財務課　〒100−8912　東京都千代田区霞が関１−３−１
中小企業庁ホームページ　https://www.chusho.meti.go.jp/
Eメールアドレス　chusyo-toiawase@meti.go.jp